

平成24年度版

# 環境白書

2012



奈良県



平成24年度版

# 環 境 白 書

2 0 1 2

奈 良 県

• 表紙の写真 •

- 左上 東大寺大仏殿、生駒山が眺望できる東大寺二月堂（奈良市）
- 右上 兜岳と鎧岳が眺望できる主要地方道名張曾爾線沿い（曾爾村）
- 左下 三室山が眺望できる竜田公園、岩瀬橋（斑鳩町）
- 右下 熊野古道小辺路と周辺の山々が眺望できる果無集落（十津川村）

県では平成 23 年度より「奈良県景観資産」制度を開始しました。

この制度は県内の景観的な価値のある建造物や樹木、優れた景観を眺望できる地点を奈良県景観条例に基づき登録するものです。平成 23 年度は 32 点の眺望地点を登録しました。

県では今後、奈良県景観資産を増やしていきますので、皆様よりのご推薦をお待ちしています。

本制度の詳細はインターネットで「奈良県景観資産」にてキーワード検索してください。



奈良県景観資産シンボルマーク

この白書は、平成 23 年度の奈良県の環境の現状と施策  
について、まとめたものです。構成は、新奈良県環境総  
合計画の施策体系に沿った内容としております。  
本書が、皆様に広く活用され、環境問題に対する認識と  
理解を深めていただく一助となれば幸いです。





# 目 次

## 特 集 \*トピックス\* 23 年度県の環境施策の概況

<b>第 1 部</b>	<b>環境行政の総合的推進</b>	(担当課・室)
<b>第 1 章</b>	<b>環境行政の動向</b> .....	1 (環境政策課)
<b>第 2 章</b>	<b>奈良県環境基本条例の施行</b>	
第 1 節	条例の背景及び基本理念 .....	2 (環境政策課)
第 2 節	条例の構成 .....	2 (環境政策課)
<b>第 3 章</b>	<b>新奈良県環境総合計画等の推進</b>	
第 1 節	新奈良県環境総合計画	
第 1	計画の趣旨及び期間 .....	4 (環境政策課)
第 2	計画の概要 .....	4 (環境政策課)
第 3	計画の特色 .....	4 (環境政策課)
第 4	環境指標と進捗状況 .....	6 (環境政策課)
第 2 節	奈良県循環型社会構築構想	
第 1	構想の趣旨及び期間 .....	11 (廃棄物対策課)
第 2	構想の概要 .....	11 (廃棄物対策課)
第 3	構想の推進に向けた取組 .....	12 (廃棄物対策課)
第 3 節	奈良地域公害防止計画	
第 1	計画の趣旨 .....	12 (環境政策課)
第 2	計画の概要 .....	12 (環境政策課)
第 4 節	環境影響評価制度	
第 1	環境影響評価の制度化 .....	14 (環境政策課)
第 2	環境影響評価条例の概要 .....	15 (環境政策課)
第 3	環境影響評価の実施状況 .....	15 (環境政策課)
<b>第 4 章</b>	<b>環境施策の推進体制</b>	
第 1 節	奈良県環境審議会 .....	16 (環境政策課)
第 2 節	奈良県自然環境保全審議会 .....	18 (自然環境課)
第 3 節	奈良県古都風致審議会 .....	20 (風致景観課)
第 4 節	奈良県景観審議会 .....	21 (風致景観課)

## 第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生

### 第1章 優れた自然環境の保全

- 第1節 自然公園等の現状
  - 第1 自然公園 ……………23 (自然環境課)
  - 第2 自然環境保全地域及び保全地区等 ……………26 (自然環境課)
- 第2節 自然公園等の保全対策
  - 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制 ……………28 (自然環境課)
  - 第2 大台ヶ原における保全対策 ……………29 (自然環境課)

### 第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

- 第1節 森林・農地の現状
  - 第1 森林の現状 ……………30 (林業振興課)
  - 第2 農地の現状 ……………30 (地域農政課)
- 第2節 適切な森林管理・整備の推進
  - 第1 適切な森林管理 ……………31 (林業振興課)
  - 第2 放置林対策 ……………31 (森林整備課)
  - 第3 森林造成事業及び治山事業 ……………32 (林業振興課)
  - 第4 森林病虫害等の防除 ……………32 (森林整備課)
- 第3節 県産材需要の拡大
  - 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援 ……………32 (奈良の木ブランド課)
  - 第2 県産材生産促進事業 ……………32 (林業振興課)
  - 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発 ……………33 (森林技術センター)
- 第4節 農村環境の保全と利用
  - 第1 担い手の確保 ……………33 (地域農政課)
  - 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用 ……………34 (地域農政課)
  - 第3 農村資源の保全対策 ……………34 (地域農政課)

### 第3章 多様な生物の保全

- 第1節 野生鳥獣の保護管理 ……………35 (森林整備課)
- 第2節 大切にしたい野生動植物の保護 ……………36 (自然環境課)
- 第3節 水辺の生物の保全 ……………36 (河川課)

### 第4章 自然と人とのふれあいの推進

- 第1節 ふれあいの場づくり
  - 第1 自然公園の施設整備 ……………37 (自然環境課)
  - 第2 里山林の整備 ……………37 (森林整備課)
  - 第3 親水空間の整備 ……………38 (河川課)



第2節	ふれあいの機会づくり	
第1	山の日・川の日普及啓発事業	38 (森林整備課)
第2	都市と農山村の交流	38 (農村振興課)
第3	ふれあいのための情報提供等	38 (環境政策課)
第3節	ふれあいのための人づくり	
第1	森林環境教育指導者の養成	39 (教育研究所 森林整備課)
第2	自然公園指導員の活用	39 (自然環境課)

## 第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化への誇りと継承	
第1	文化財の保護	40 (文化財保存課)
第2	世界遺産の保存管理等	40 (文化・教育課 文化財保存課)
第2節	地域の活性化への活用	
第1	伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存	40 (文化財保存課)
第3節	活用ネットワークの構築	
第1	自転車の利用促進	41 (道路・交通環境課)

## 第3部 快適・安全な生活環境の創造

### 第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出	
第1	風致地区等の指定	43 (風致景観課)
第2	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備	45 (公園緑地課 平城宮跡事業推進室)
第2節	憩いのある緑の空間の創造	
第1	本県における都市公園の現況	46 (公園緑地課)
第2	代表的な都市公園整備事業	46 (公園緑地課 奈良公園室)
第3節	緑を育てる仕組みづくり	
第1	県民への意識啓発	47 (協働推進課 農業水産振興課)
第2	事業者等への意識啓発	47 (環境政策課)
第4節	市街地内農地の活用	47 (地域農政課 都市計画室)

### 第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節	歴史的景観の形成	
第1	緑の保全対策パトロール	48 (風致景観課)
第2	歴史的風土保存のための買入れ地の保全	48 (風致景観課)
第3	電線類の地中化推進	48 (道路・交通環境課)
第2節	田園・里山景観の形成	
第1	棚田の景観保全	48 (農村振興課)

第2	里山の景観保全	48	(森林整備課)
第3節	都市景観の形成		
第1	良好な景観づくりのための整備事業の推進	49	(地域デザイン推進課)
第2	美化啓発・実践活動の促進	50	(協働推進課)
第3	奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用	50	(風致景観課)
第4	「奈良県景観資産」の情報発信	52	(風致景観課)
第5	ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催	52	(風致景観課)
第4節	沿道景観の形成		
第1	違反屋外広告物の是正活動の推進	53	(風致景観課)
第2	地域が育てる道づくりの推進	53	(道路管理課)
第3	屋外広告物関係機関連絡会議の開催	53	(風致景観課)

### 第3章 大気環境の保全

第1節	大気汚染の現状		
第1	硫黄酸化物	54	(環境政策課)
第2	浮遊粒子状物質	54	(環境政策課)
第3	光化学オキシダント	55	(環境政策課)
第4	窒素酸化物	56	(環境政策課)
第5	一酸化炭素	56	(環境政策課)
第6	炭化水素	57	(環境政策課)
第7	降下ばいじん	57	(環境政策課)
第2節	大気汚染の防止対策		
第1	大気汚染常時監視体制	58	(環境政策課)
第2	工場・事業場等の固定発生源対策	60	(環境政策課)
第3	自動車等の移動発生源対策	62	(環境政策課 県警交通規制課)
第4	光化学オキシダント対策	62	(環境政策課)
第5	騒音・振動・悪臭の現状と対策	63	(環境政策課 道路管理課)

### 第4章 水環境の保全

第1節	公共用水域の状況		
第1	監視測定状況	67	(環境政策課)
第2	水質保全に係る各種連絡会議等	74	(環境政策課)
第2節	生活排水対策の推進		
第1	下水道の整備	75	(下水道課)
第2	浄化槽の整備	76	(環境政策課)
第3	農業集落排水の整備	76	(農村振興課)
第4	各種啓発の実施	76	(環境政策課)

第3節	工場・事業場等の排水対策の推進	
第1	工場・事業場への排出規制	77 (環境政策課)
第2	畜産事業場への指導	78 (畜産課)
第3	ゴルフ場への農薬適正使用の指導	78 (環境政策課)
第4節	河川愛護運動の推進	
第1	河川愛護の啓発事業	78 (河川課、環境政策課)
第2	「地域が育む川づくり」活動の推進	79 (河川課)

## 第5章 化学物質対策等の推進

第1節	化学物質の総合的なリスク対策の推進	
第1	P R T R制度	80 (環境政策課)
第2	リスクコミュニケーション	80 (環境政策課)
第2節	重点的に進める化学物質対策の推進	
第1	アスベスト対策	81 (環境政策課)
第2	ダイオキシン類対策	83 (環境政策課)
第3	P C B廃棄物対策	83 (廃棄物対策課)
第3節	環境ホルモン対策の推進	83 (環境政策課)
第4節	土壌保全対策の推進	
第1	農用地における土壌保全	84 (農業水産振興課)
第2	一般環境中の土壌保全	84 (環境政策課)

## 第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築

### 第1章 「ごみゼロ奈良」に向けた廃棄物対策の推進

第1節	廃棄物処理の現状	
第1	一般廃棄物の状況	85 (廃棄物対策課、環境政策課)
第2	産業廃棄物の状況	87 (廃棄物対策課)
第2節	廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進	
第1	県民への啓発活動	87 (環境政策課)
第2	リサイクル認定制度	88 (廃棄物対策課)
第3	事業所のゼロエミッション取組の促進	88 (廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援	88 (廃棄物対策課)
第3節	循環型社会構築のためのネットワークづくり	
第1	廃棄物情報交換システム	88 (廃棄物対策課)
第2	循環型社会推進協議会	89 (廃棄物対策課)
第4節	適正処理の推進	
第1	未然防止	89 (廃棄物対策課)

第2	早期発見	89	(廃棄物対策課)
第3	早期解決	89	(廃棄物対策課)
第4	グリーンニューディール事業を活用した補助の実施	90	(環境政策課)
第5	産業廃棄物処理施設	90	(廃棄物対策課)

## 第2章 多様なエネルギーの有効利用

第1節	エネルギーの効率的利用		
第1	家庭・企業等における省エネ活動の推進	91	(環境政策課)
第2	学校における省エネ学習の推進	91	(学校教育課)
第3	県の省エネ率先行動の推進	91	(環境政策課)
第4	住宅の省エネの推進	91	(住宅課 環境政策課)
第5	交通円滑化の推進	91	(道路建設課 県警交通規制課)
第2節	再生可能エネルギーの活用		
第1	住宅用太陽光発電設備設置の推進	92	(環境政策課)
第2	公共施設での新エネルギーの利用	92	(産業・雇用振興部 企画管理室、水道局)
第3	バイオマスエネルギーの利用促進	93	(畜産課)

## 第3章 健全な水循環の確保

第1節	水源涵養機能の強化	94	(森林整備課局 水道課)
第2節	保水機能の保全・回復	94	(農村振興課 土木部)
第3節	合理的・循環的な水利用の促進	94	(地域政策課 地下水道課)

## 第4章 環境ビジネスの振興

第1節	環境ビジネスに対する支援		
第1	融資制度による支援	95	(地域産業課)
第2	産廃税を活用した支援	96	(廃棄物対策課)
第2節	環境低負荷製品等の市場拡大		
第1	グリーン購入の推進	96	(環境政策課)
第2	環境にやさしい買い物キャンペーン	97	(環境政策課)

## 第5部 地球環境保全への取組の推進

### 第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節	地球温暖化対策の総合的な推進		
第1	地球温暖化の現状	99	(環境政策課)
第2	ストップ温暖化県民運動の展開	99	(環境政策課)
第3	県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員	100	(環境政策課)

第2節	二酸化炭素排出抑制対策の推進	
第1	温暖化防止に向けた県の率先行動	101 (環境政策課)
第2	グリーンニューディール事業の実施	104 (環境政策課)
第3	地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進	104 (環境政策課)
第4	地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進	104 (環境政策課 道路・交通環境課)

## 第2章 温室効果ガスの吸収源対策

第1節	健全な森林の整備	
第1	森林吸収量確保推進計画	108 (林業振興課)
第2	森林環境税を活用した取組	108 (森林整備課 学校教育課 教育研究所)

## 第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

第1節	オゾン層保護の推進	110 (環境政策課)
第2節	酸性雨対策の推進	110 (環境政策課)

## 第6部 参加と協働による環境保全への取組の推進

### 第1章 環境教育・環境学習の推進

第1節	環境教育・環境学習を担う人材育成と活用	
第1	ストップ温暖化推進員の養成	113 (環境政策課)
第2	環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣	113 (環境政策課)
第3	森林環境税を使った人材養成事業	113 (教育研究所 森林整備課)
第2節	環境教育・環境学習のプログラムの整備	114 (学校教育課 環境政策課)
第3節	環境教育・環境学習の機会と場の提供	
第1	ストップ温暖化科学教育推進事業	114 (学校教育課)
第2	こどもエコクラブ	114 (環境政策課)

### 第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

第1節	環境に配慮した事業活動や日常行動の推進	
第1	環境月間行事	115 (環境政策課)
第2	自然公園等における美化推進活動	117 (自然環境課)
第3	親切・美化県民運動における環境美化活動	118 (協働推進課)
第4	みんなで・守ロード事業	118 (道路管理課)
第2節	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	
第1	環境マネジメントシステム	118 (環境政策課)
第2	連携の仕組みづくり	120 (環境政策課)

## 第7部 共通的基盤施策の推進

### 第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

第1節	環境情報の提供	123	(環境政策課)
第2節	環境に関する公聴		
第1	公害苦情の発生状況	123	(環境政策課)
第2	公害苦情の処理状況	125	(環境政策課)
第3	奈良県公害審査会	126	(環境政策課)

### 第2章 県の試験研究機関等における環境関連技術等の研究開発

第1節	保健環境研究センター	127	(保健環境研究センター)
第2節	工業技術センター	129	(工業技術センター)
第3節	農業総合センター	130	(農業総合センター)
第4節	森林技術センター	130	(森林技術センター)

## \*トピックス\* 23年度県 の環境施策の概況

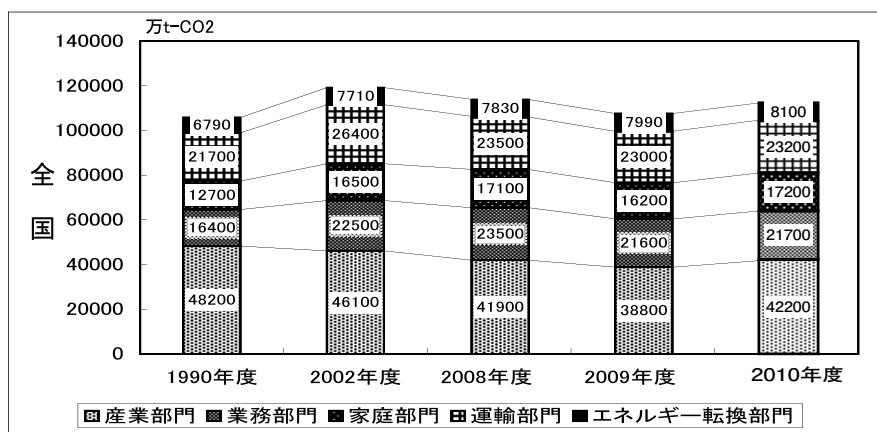
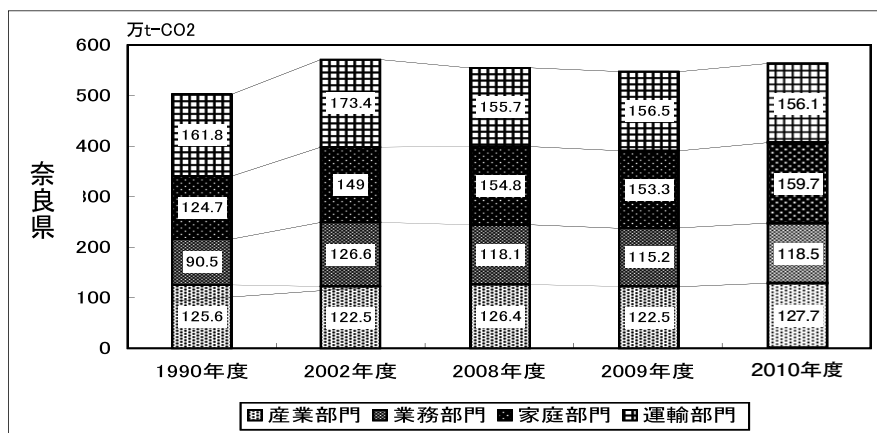
ここでは、奈良県環境総合計画の5つの重点プロジェクトの項目を中心に、環境の現況と23年度の県の主な取り組みについて記載しています。

### 1. ストップ温暖化の環の拡大

#### 奈良県の二酸化炭素排出量の状況

- 地球温暖化の主要な要因である二酸化炭素の22年度(2010年度)の排出量(エネルギー起源値)は、日本全体では1,123百万トン-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(1990年度)に比して6.1%の増加となっています。特に業務部門や家庭部門での伸びが大きくなっています。一方、奈良県の22年度の排出量は562.0百万トン-CO<sub>2</sub>で、基準年度比11.8%の増で全国を上回っています。
- 県の排出源別の内訳をみると、産業部門が占める割合が小さく、民生家庭部門、運輸部門の割合が全国と比較して大きい傾向があります。
- 県では京都議定書の削減目標を踏まえ、二酸化炭素の排出量を平成22年度(2010年度)において、平成14年度(2002年度)比で10%削減することを県民目標としています。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移(奈良県及び全国)



## 奈良県の地球温暖化防止対策

### (1) 地球温暖化対策の総合的推進

#### ① ストップ温暖化県民運動の展開

○県の地球温暖化対策を計画的・総合的に推進するため、「環境県民フォーラム」を推進母体とし、県民・事業者・NPOが協力・連携して各種施策に取り組んでいます。

#### ② 地球温暖化防止推進センターの取組

○ストップ温暖化に係る創意工夫に溢れた取組を募集する「小中学校環境取組発表会」を実施したところ、小・中学校から3件の応募があった。

○県民への温暖化防止に関する助言や情報提供等を行うストップ温暖化推進員の養成講座を実施し、新たに18名が推進員として委嘱されました。(合計196人)

#### ③ 奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組

○県自らが行う事業活動の中で生じる環境への負荷軽減のため、県の全ての機関で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。22年度は基準年度(16年度)比3.7%減となりました。(目標:22年度6%減)



「小中学校環境取組発表会／匠の知恵発表会」発表の様子

### (2) 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進

○ストップ温暖化啓発キャラクターを公募し、750点の応募作品の中から、「な～らちゃん」を決定し、啓発用グッズ等に活用することで広く県民運動の盛り上げを図っています。



な～らちゃん

○スーパーや他のイベント会場において、パネル展示や体験コーナーを中心とするミニエコイベントを開催し、県民への意識啓発に努めました。



ミニエコイベントの様子

### (3) 新エネルギー利用の推進

○県では環境負荷の少ない新エネルギーの率先利用を図るため、17年4月から御所浄水場において大規模な太陽光発電システム(最大発電出力790kw)を稼働させています。また、19年4月からは水道管理センターで小水力発電システム(最大発電出力80kw)を稼働させています。

○県では畜産技術センター内に設置した乾式バイオマスプラントでメタンガスを発生させ、エネルギー生産を試みています。平成20年12月には家畜ふん尿等を資材とした乾式バイオマスプラントによるガスボイラー及び発電機の自動運転にわが国で初めて成功しました。



小水力発電システム

### (4) 温室効果ガス吸収源対策の推進

○森林は二酸化炭素を吸収し炭素の形で長期間貯蔵するなど、地球温暖化防止のために大きな役割を果たしています。このため、県では森林環境税を活用し、施業放置林の整備に関する事業により、森林整備を進めています。



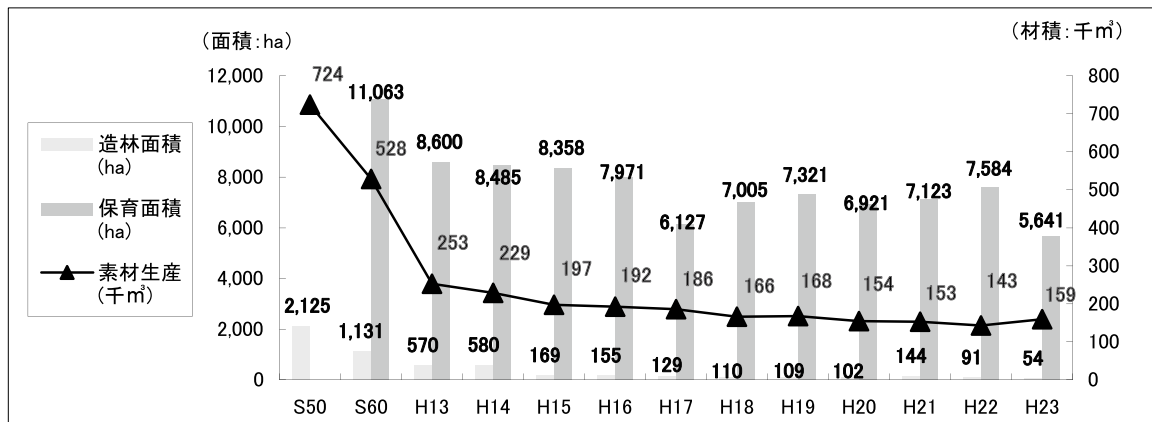
## 2. 美しいふるさと「奈良」の創生

### (1) 奈良県の森林整備・保全の状況

- 本県の森林面積は23年度末で28.4万haとなっており、県土の77%を占め、森林面積の95%が民有林です。また、民有林のうち62%は人工林であり、全国的にも高い水準にあります。
- 森林は、水源のかん養、保健、レクリエーションの場だけでなく、CO<sub>2</sub>の吸収・固定といった地球環境の保全機能など多様な公益的機能を持っていますが、木材価格の低下により、生産コストに見合う収益が見込めないことから、素材生産・造林・保育などの林業生産活動が減退し、森林の荒廃につながっています。

林業生産活動の推移

(県林業振興課調べ)



### (2) 奈良県の自然環境の状況

- 本県には、8箇所の自然公園があり、県土に占める割合は、全国平均14.3%を上回る17.2%となっています。
- 良好な都市環境の提供や災害時の避難場所など、多目的な機能を有する都市公園については、22年度末現在県民1人当たり11.97㎡/人で、全国平均9.76㎡/人を上回る状況です。
- 多様な野生生物の保全については、19年度に「植物」「昆虫類」の調査結果をとりまとめ、レッドデータブックを作成しました。その結果、県では全国に比べレッドデータブック掲載種割合が高く、近隣府県に比べてもその割合が高い方がわかりました。このことは、絶滅の危機に瀕している野生動植物の割合が大きいことを示しています。

### (3) 景観保全に係る県民意識など

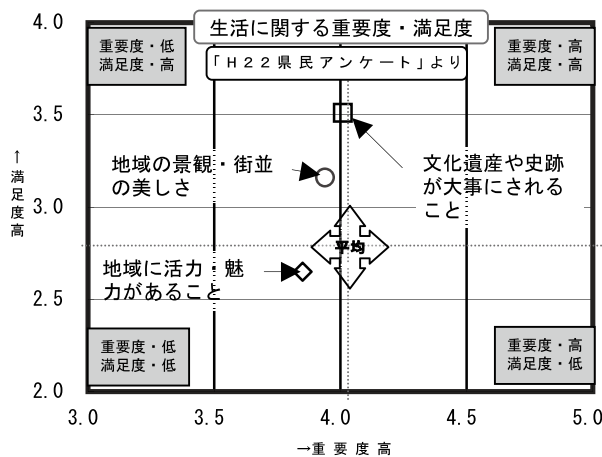
○奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土など人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられたところです。他方、奈良県においては、戦後になって都市化が急速に進み、北部地域は近畿圏においても有数の住宅市街地を形成しています。



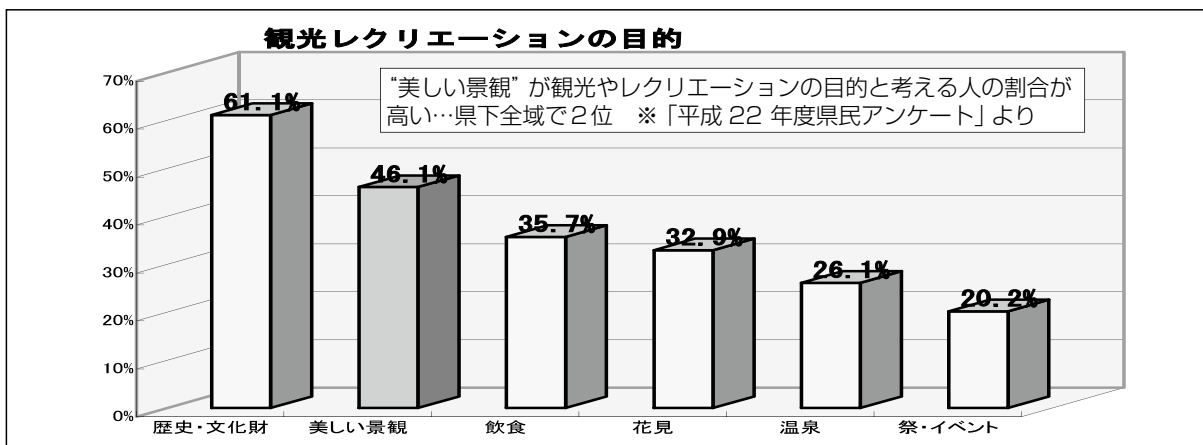
大美和の杜展望台(桜井市)  
～まほろば眺望スポット百選より～

○県民アンケート〈H 22〉によると、歴史文化遺産の保全や町並みの美しさなど、景観への満足度は比較的高い結果となっており、景観を観光・レクリエーションの目的と考える人の割合が相対的に高くなっています。

○一方、ゴミのポイ捨てなどモラルに関するもの他、電線類や看板などが、景観を損ねているものであると考えられています。



歴史文化遺産の保全や地域の景観・街並の美しさなど、景観についての満足度は比較的高い



“景観”を観光・レクリエーションの目的として考える県民が相対的に多く、県内全域で第2位

※北部(奈良・郡山・天理・生駒・山辺郡・磯城郡)／西部(生駒郡・広陵を除く北葛城郡)／中部(高田・橿原・御所・香芝・葛城・高市郡・広陵町)／東部(桜井・宇陀・宇陀郡)／南東部(野迫川・十津川を除く吉野郡)／南西部(五條・野迫川・十津川)

## 美しいふるさとづくりに向けた施策

### (1) 多様な生物と自然環境の保全

#### ① 森林環境税を活用した森林の保全

○県では、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能の維持・増進を図るため、市町村、森林所有者の三者で協定を結び強度な間伐等を行っています。23年度は19市町村で799ha実施しました。

○NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めており、23年度は15市町村の18箇所において整備を行いました。



里山林整備の様子

#### ② 特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画の策定

○20年度に制定した「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、捕獲等を禁止する特定希少野生動植物12種（動物5種、植物7種）を指定し、23年度はその中のニッポンバラタナゴについて前年度に策定した保護管理事業計画に基づき保護管理事業を実施しました。



特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ

### (2) 憩える奈良の風土づくり

#### ① 農山村まるごと収穫体験&ウォークの開催

○23年度は10月23日に天理市で開催しました。県内外より約800人が参加され、歩きながら収穫体験などを楽しんでいただきました。



収穫体験&ウォークの様子

### (3) 美しく風格のある奈良の景観づくり

#### ① 景観条例の制定

○美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行しました。

#### ② 景観保全型広告整備地区の指定

○奈良県景観条例と奈良県景観計画に基づく建築物の色彩やデザイン等に対する規制誘導の開始とあわせて、景観計画において特に重点的に良好な景観の形成に取り組むべき区域として定める法隆寺地域、山の辺地域及び主要インターチェンジ周辺の沿道を奈良県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区に指定し、市町村と連携しながら、建築物等と一体となった良好な広告景観づくりを図っています。

### 3. ごみゼロ奈良の推進

#### 奈良県の廃棄物・リサイクルの状況

##### ①一般廃棄物

○22年度の県内の総排出量は、482千トンで、平成10年度の591千トン进行ピークに緩やかですが減少しています。また、1人1日当たりの排出量は932g（全国：976g）でピーク時に比べて約179g（全国：209g）減少しています。

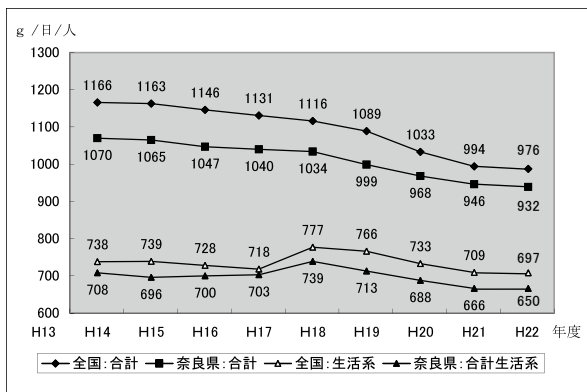
○22年度の再生利用量は69千トン、再生利用率は14.4%（全国：20.8%）となっています。県内各市町村の平均分別数は8.2で、全国平均に比べると少ない状況です。都道府県別のデータを見ると、平均分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向があるため、今後分別数の拡大が必要と思われます。

##### ②産業廃棄物

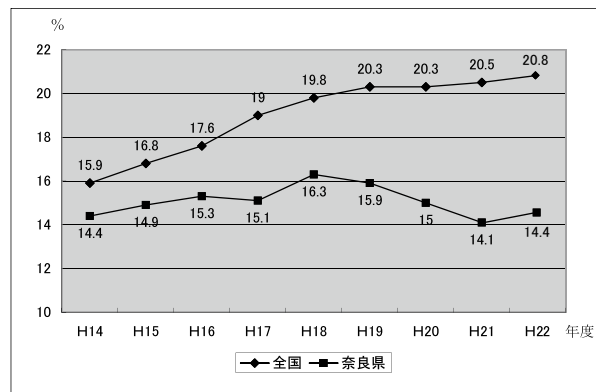
○本県における22年度の産業廃棄物の排出量は、1,539千トンで、前回（H17）の1,696千トンに比べ減少傾向となっており、種類では汚泥とがれき類で75%を占めています。

○22年度の処理状況を前回と比較すると、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量のすべてが減少しています。

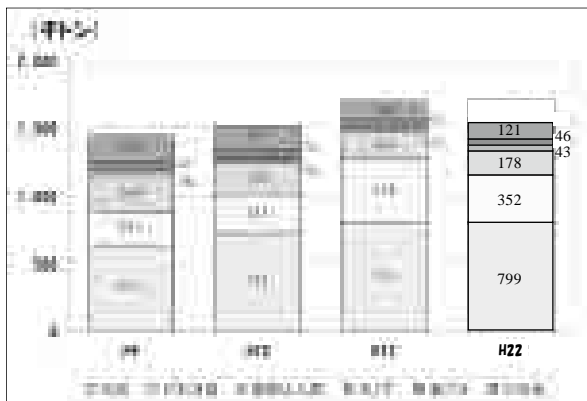
1人1日当たりの排出量の推移



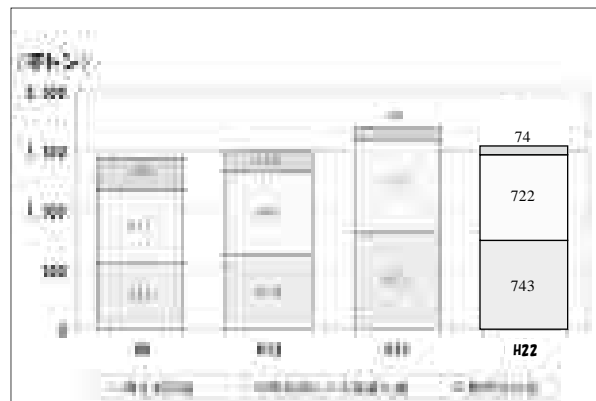
一般廃棄物のリサイクル率の推移



種類別産業廃棄物排出量の推移



産業廃棄物処理状況の推移



## 奈良県の廃棄物処理対策

### (1) 廃棄物の発生抑制・循環利用の推進

#### ① 県民への啓発活動

○10月の3R推進月間にあわせ、買い物袋の持参を呼びかける「マイバッグキャンペーン」を展開し、イオンモール橿原アルルにおいて買い物袋の配布等を行う街頭啓発を実施しました。

○県内で製造されたりサイクル製品の普及を図る「リサイクル製品認定制度」については、23年度新たに34品目の認定を行い、併せて広報及び県庁での積極購入に努めています。



マイバックキャンペーン街頭啓発の様子

#### ② 第2次奈良県廃棄物処理計画の策定

○循環型社会構築に向け、生活系一般廃棄物については、平成24年度の1人1日当たり排出量を650g、総排出量を330千トン／年を目標とする計画を策定しています。

### (2) 産業廃棄物処理対策の推進

#### ① 事業所のゼロ・エミッション取組の促進

○県では、事業者が工場等で発生する廃棄物を限りなく少なくするという、ゼロ・エミッションに向けた取組を支援しており、環境カウンセラーの派遣などを行いました。

#### ② 産業廃棄物の排出抑制に係る研究開発・設備導入への支援

○県では、県内事業所が循環資源を使った製品開発や、産業廃棄物の再生利用に係る設備機器の整備などを行うことを進めており、23年度も助成を行いました。

### (3) 適正処理の推進

#### ① 未然防止

○県では処理事業者への立入指導だけでなく、事業者向けの各種研修を行っています。また、県民総監視の意識醸成のための不法投棄ゼロ作戦推進大会の開催をはじめ、新聞広告など各種キャンペーン活動を展開しました。

#### ② 早期発見

○不法投棄の早期発見のため、不法投棄ホットラインによる県民からの通報受付、景観・環境保全センターによるパトロールを行っており、23年度は年間363日のべ1,442回（ヘリコプターによるスカイパトロールを13回）実施しました。



キャンペーンのポスター

## 4. 万葉の清流再生

### 県内河川の監視測定状況

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川（木津川）水系、県の中央部を東西に流れる紀の川（吉野川）水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別されます。これらの水系は全て1級河川の水系で、それぞれの1級河川は大和川（158）、紀の川（72）、淀川（72）、新宮川（56）の計358河川となっています。

23年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系（大和川・紀の川・淀川・新宮川）、72河川、9ダム湖の計122地点で県、国土交通省、奈良市及び（独）水資源機構で常時監視を行いました。

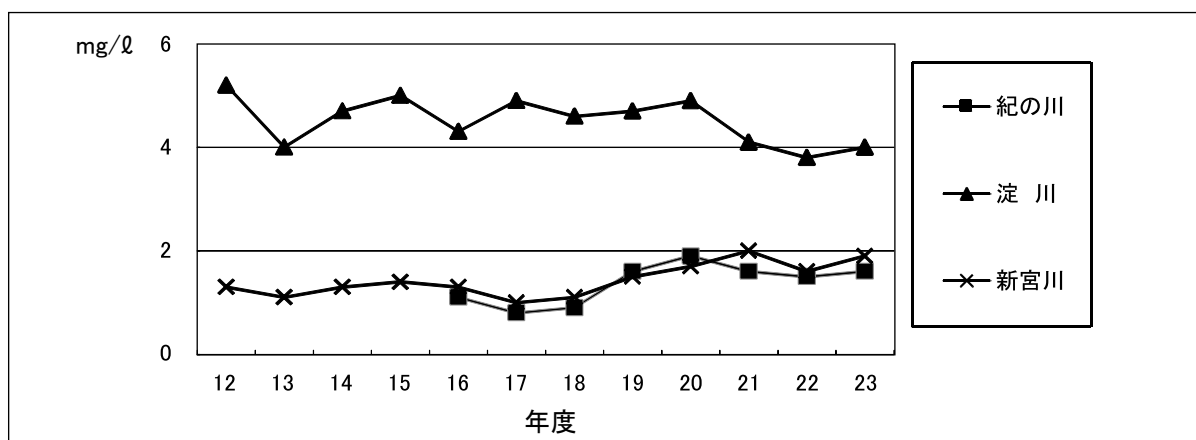
その結果、健康項目（カドミウム、ひ素、鉛など27項目）は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していましたが、生活環境項目については、下記のようになお環境基準未達成地点があります。

平成23年度生活環境項目の環境基準達成状況（基準達成水域数／類型指定水域数）

	類型	基準値	大和川	紀の川	淀川	新宮川	計
河川	AA	1mg/ℓ	—	0 / 1	3 / 14	3 / 5	6 / 20
	A	2mg/ℓ	4 / 4	2 / 2	10 / 12	1 / 1	17 / 19
	B	3mg/ℓ	2 / 2	1 / 1	—	—	3 / 3
	C	5mg/ℓ	11 / 15	—	—	—	11 / 15
	小計		17 / 21	3 / 4	13 / 26	4 / 6	37 / 57
湖沼	A	3mg/ℓ	—	1 / 1	0 / 2	4 / 4	5 / 7
合計			17 / 21	4 / 5	13 / 28	8 / 10	42 / 64

環境基準点は、新宮川水系の1水域2地点以外は1水域1地点

水系別の湖沼水質（表層）の推移（湖沼環境基準点のCOD平均値 mg/l）



## 水質保全に向けた主な取組状況

### (1) 水がきれいな川づくりの推進

#### ①豊富な水量の確保

○県では自然の保水機能の向上のため、遊休農地解消に向けた取組を行っています。また、23年度は4箇所において、水源涵養機能の低下した保安林等の整備を行いました。

○市街地での雨水の地下浸透を促すため、街路整備等に併せ一部の歩道の透水性舗装を実施し、健全な水循環の確保に努めています。

#### ②清らかな水質の確保

○県では、河川など公共用水域の水質保全に効果的な下水道整備を順次進めています。平成23年度末での下水道普及率は75.4%で、全国14位となっています。

○下水道事業が及ばない地域には浄化槽設置を進めており、23年度には19市町村に対し計352基の助成を行いました。

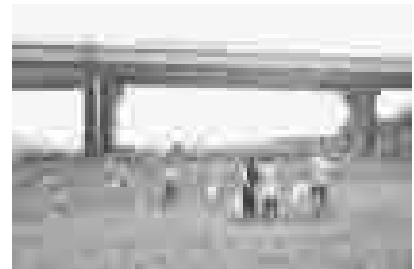
○また、大和川の水質汚濁要因の8割を家庭からの生活排水が占めることから、23年度は大和川水質改善強化月間キャンペーンにより流域住民への啓発を行いました。

○水環境の保全には、行政機関のみならず地域住民と協働した取組が重要であるため、県では住民と協働した河川愛護の啓発事業を行っています。23年度は108団体の河川美化活動に支援を行ったほか、地域住民が主体的に行う草刈等の河川維持管理活動を育み、その継続を図る「地域が育む川づくり」事業として46団体と協定を締結しました。

また、来訪者の環境美化の意識向上を訴える「吉野川マナーアップキャンペーン」を流域7市町村やボランティアの協力を得て7月30日に実施しました。



流域住民への啓発講座の様子



吉野川マナーアップキャンペーンの様子

### (2) 水辺に親しめる川づくりの推進

#### ①水とのふれあいの確保

○県では、身近な憩いの場や交流の場として河川の活用を図ることを目的として、水辺を利用した環境学習を実施しています。23年度は子どもや保護者を対象とした川の自然観察会である「みんなのかっぱ教室」や「リバーウォッチング」のサポート等を行いました。

○河川整備にあたっては、必要に応じ階段護岸や広場などの親水空間の創設に努めています。23年度は前年度に引き続き飛鳥川の整備を行いました。

#### ②生態系への配慮

○県では、法や生活環境保全条例等に基づき、事業所から排出される有害化学物質の規制を行い、規制対象事業所から流れ出る排水の適正管理に努めています。



リバーウォッチングの様子

## 5. 「地域環境力」の向上

### 奈良県の環境保全に係る活動状況

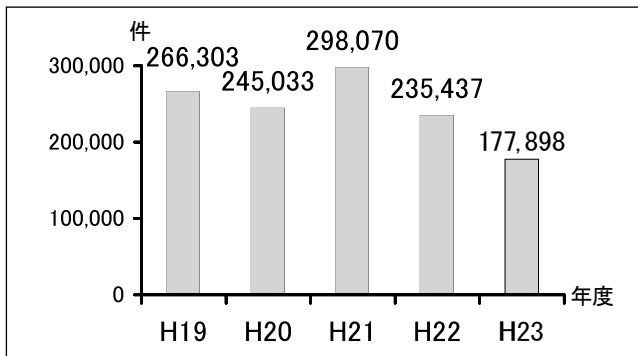
#### ①環境教育・環境学習

- こどもが誰でも参加できる環境活動クラブである「こどもエコクラブ」は、23年度、全国で3,313クラブ、148,919人が登録・活動していますが、県内では23クラブ、550人です。
- 平成18年度から森林環境税を活用し、県内の公立小学校を対象に森林環境体験学習を進めており、23年度は県内の小学校206校（全校）で実施しました。
- 県では、県民の皆さまへ幅広く環境情報を提供するため、平成15年度から環境情報サイト「エコなら」を開設しており、年々利用者が増大しています。

#### ②地域での環境保全活動

- 県内の環境保全活動に取り組むNPO法人数は、年々増加しており、23年度は169団体ですが、NPOの活動分野を環境としている割合が全国より低い状況です。
- 温暖化対策地域協議会の設置状況については、平成21年11月に本県4つめの地域協議会として大和高田市地球温暖化対策地域協議会が、22年10月に本県5つめの地域協議会として「エコライフかしはら」が設置されましたが、他の都道府県の設置数と比較するとなお少ない状況にあります。

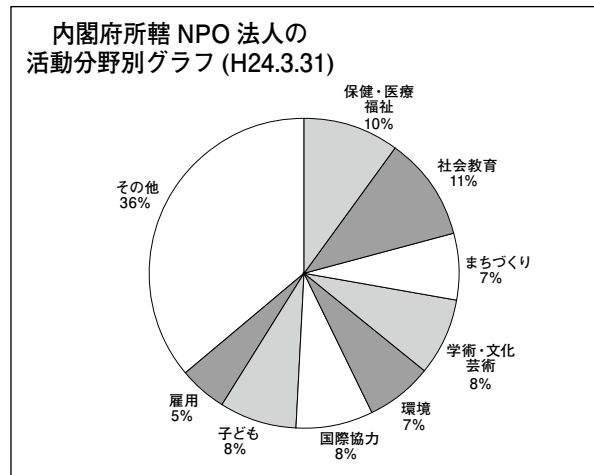
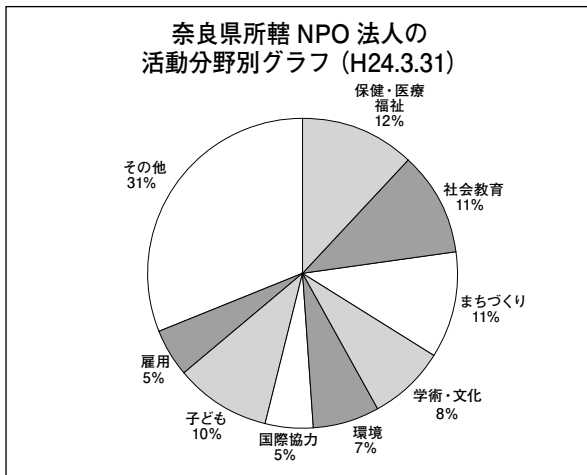
エコならのアクセス件数



都道府県の地球温暖化対策地域協議会の登録数

設置数	都道府県数	設置数	都道府県数
10以上	19	5	3
9	4	4	1
8	5	3	4
7	4	2	2
6	4	1	1

NPO法人の主たる活動分野別グラフ（全国比率）





## 地域環境力向上のための主な取組状況

### (1) 環境保全に積極的に取り組む人づくり

#### ① 森林環境税を活用した取り組み

○県では、森林を守り育てる意識を醸成するために指導者養成セミナーや体験学習等を行うとともに、その修了者を人材登録し、研修等の機会に派遣する事業を行っています。23年度は延べ338人を登録し、74人を派遣しました。

○学校において森林体験学習を実施するための、教員現地研修については、23年度8回実施し、572人の参加がありました。また、県内の小学5年生全員に森林環境教育の副読本を配布しました。



指導者養成セミナーの様子

#### ② 環境アドバイザーやどこでもエコ教室の実施

○県では、自治会や婦人会など身近な環境学習機会への講師派遣も実施しており、23年度は延べ6件の講師派遣を行いました。

### (2) 各主体が協働した環境保全活動

#### ① クリーンアップならキャンペーンの実施

○「落書きやゴミ・タバコのポイ捨てのない、美しいまちづくり」をすすめるため、企業、民間団体、行政が協働した美化活動を毎年実施しています。

23年度は統一実践日(9月4日)が台風12号の影響により中止となったが、月間中は延べ38,300人の参加を得て県内各地でクリーン活動を行った。



クリーンアップならキャンペーンの様子

#### ② 地元と協働した道路の美化活動の展開

○県では、地元自治会等が自主的に行う道路の草刈や清掃活動等への支援である「みんなで・守ロード事業」を行っており、23年度は、103団体に活動いただきました。



「みんなで・守ロード事業」の様子

### (3) 環境情報の提供・共有の推進

○県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。

## 6. その他

### その他の主な取組状況

#### ①継続的なアスベスト対策

これまで県では、県民への情報提供や各種相談窓口の開設、検診体制の整備、民間建築物の石綿分析・除去等の推進、廃棄物の適正処理強化等に取り組んでいます。

##### ○健康問題

石綿関連疾患は発症までの期間が長いことから、今後更に患者の増加が見込まれるため、平成 23 年度は、第 2 期石綿の健康影響の状況について実態調査を継続実施するとともに、環境省の委託による、石綿ばく露健康リスク調査を実施し、医学的所見の有無と健康影響に関する知見の収集に努めました。また、石綿による健康被害者の救済を図る「石綿健康被害救済基金」への拠出を行いました。

##### ○建築物問題

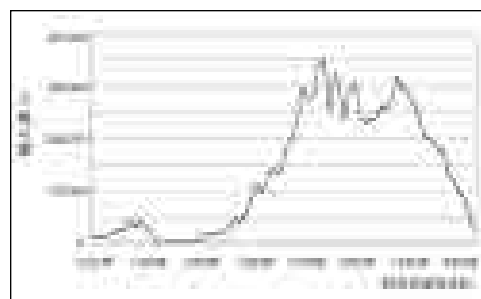
石綿の輸入量は、右図にあるとおり、1970 年から 90 年にかけて年間約 30 万トンと大量に輸入されています。これらの石綿のうち 8 割以上は建材に使用されてきたため、既存建築物については、今後も使用時や解体時の石綿飛散によるばく露を未然に防止することが必要です。

平成 23 年度は、大気汚染防止法に基づく届出があった解体現場等 26 件中 22 件に対し、適正処理等の確認指導をする立入調査を行いました。

##### ○環境問題

一般環境中の石綿濃度について、県下 5 地点で年 4 回測定した結果、年平均 0.16 本／でした。

日本の石綿輸入量の推移



# 第 1 部

## 環境行政の総合的推進



# 第1章 環境行政の動向

(環境政策課)

本県は、古代律令国家誕生の地として、飛鳥・白鳳・天平など数多くの歴史的文化遺産を有するとともに、奈良盆地と美しい青垣の山並みに代表される景観、吉野等の山地が持つ雄大な自然など、「日本人の心のふるさと」としての恵まれた環境をいにしえから継承してきた。

かつて、昭和30年代からの高度成長期において、全国各地で環境の汚染や自然の破壊など、環境の悪化が進行し、大きな社会問題となった。

本県では、昭和44年4月に公害防止条例を制定し、法的な整備を進めるとともに、行政機構の整備充実、規制及び監視体制の強化を行うなどの公害対策を進めるとともに、昭和47年3月に自然環境保全条例を制定し、豊かな自然環境の保全に努めてきた。

これらの施策は、県民、事業者等の協力ともあいまって一定の成果を挙げ、本県の環境は全般的に良好に維持されてきた。また、最近では、身近な緑や水辺、歴史的風土と調和した景観など、生活に潤いや安らぎを与えるアメニティ(快適環境)へのニーズも高まってきている。

一方、都市化の進展、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動、ライフスタイルの変化等に伴う環境への負荷が増大し、本県でも、生活排水等による河川の水質汚濁、廃棄物の増大などいわゆる都市・生活型の環境問題が生じている。

また、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模での環境への影響や将来の世代に対して影響を及ぼすような環境問題も起こっている。

本県では、このような状況に適切に対応し、地域社会における責任ある行政主体として、世界に誇るべき文化遺産や歴史的風土、恵まれた自然などの環境特性を踏まえた環境行政の体系的な推進を図るため、また、県民及び事業者がそれぞれの立場でより良い環境の保全と創造に向けた取り組みを進める際の環境づくりの指針として、平成8年3月に奈良県環境総合計画を策定した(平成18年3月に新計画に改訂)。

さらに、環境保全に対する新たな理念を定め、環境の保全と創造に関する新しい法的な枠組みとして、平成8年12月に奈良県環境基本条例を制定し、同時にこれに合わせて、従来の奈良県公害防止条例を全文改正した奈良県生活環境保全条例を制定した。

また、地方公共団体も地域における一事業者として、通常为社会経済活動の主体であるとの認識のもと、平成13年3月に「奈良県庁ストップ温暖化実行計画」を策定し、県自らの環境負荷の低減に率先して取り組むとともに、平成14年3月15日にはISO 14001環境マネジメントシステムを認証取得した。

平成15年3月には、資源循環型の社会づくりを進めるため、6Rの推進を基調とする「奈良県循環型社会構築構想」、「奈良県廃棄物処理計画」を策定したほか、16年度からは「産業廃棄物税」、18年度からは「森林環境税」を導入して、財源面からも環境施策の推進を図っている。

17年度は、全国規模の社会問題となったアスベストによる健康被害問題が発生したが、本県ではいち早く「アスベスト問題対策会議」を設置し、環境・建築物・健康などの問題について、横断的な取り組みを行ってきた。

18年度は、喫緊の課題である地球温暖化防止に向け「ストップ温暖化アクションプラン」を策定し、県民・事業者・民間団体・行政が一体となった取り組みを進める基盤である「奈良県ストップ温暖化県民会議」を中心に今後取り組みを進めていくこととした。

19年度は、専門家等で構成する「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」による景観計画・景観条例の策定に向けた検討を行い、また多様な野生生物の保全のためのレッドデータブックを作成した。

これらの取り組みをうけて、20年度は奈良県景観条例と奈良県希少動植物の保護に関する条例を制定し、21年度には、奈良県景観計画と奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針を策定した。

今後も新環境総合計画の基本理念である「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」の実現に向け、施策の展開を図っていく。

## 第2章 奈良県環境基本条例の施行

この条例は、環境の保全と創造について、基本的な理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるもので、県の環境関係例規の中心となる条例である。なお本条例は平成8年12月に制定し、平成9年4月から施行した。

### 第1節 条例の背景及び基本理念（環境政策課）

都市・生活型環境問題や地球環境保全などの新たな課題の発生、快適環境に対する県民ニーズの増大など、環境をめぐる状況は刻々と変化している。

そこで、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、本県の歴史的風土や多様な自然環境を活かしながら、潤いと安らぎのある快適な環境を創造し、各主体が一体となって総合的・計画的な取り組みを進めていくため、次の4つの事項を基本理念としている。

- (1) 県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を受けることと将来にわたる維持
- (2) 全ての者が環境負荷の低減を行うことと持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 歴史的風土や自然環境を生かした潤いと安らぎのある快適環境の確保
- (4) 地域環境が地球に及ぼす関わりを鑑みながらの地球環境保全への対応

### 第2節 条例の構成（環境政策課）

図1-2-1のとおり、全文2章27条から成っている。

図1-2-1 奈良県環境基本条例の構成

奈良県環境基本条例	
前 文	
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	第4条 条例の責務
第2条 定義	第5条 削除
第3条 基本理念	第6条 事業者の責務
	第7条 市民の責務
	第8条 環境の状況等の公表
<b>第2章 環境の保全及び創進に関する基本的施策</b>	
<b>第1節 施策の基本設計</b>	
第9条 施策の基本設計	
<b>第2節 環境総合計画</b>	
第10条 環境総合計画	
<b>第3節 環境の保全及び創進のための施策等</b>	
第11条 自然地域の特定等に当たっての配慮	第18条 資源の効率的な利用等の促進
第12条 環境への配慮の促進	第19条 環境管理の促進
第13条 環境影響評価の推進	第20条 環境の保全及び創進に関する教育及び学習の振興等
第14条 規制の措置	第21条 民間団体等の自発的な活動の促進
第15条 仕向付助成等の措置	第22条 規制の緩和
第16条 環境の保全及び創進に資する施設の新設等の推進	第23条 調査研究の実施
第17条 良好な景観の形成	第24条 監視等の実施
<b>第4節 地球環境の保全の推進</b>	
第25条 地球環境の保全の推進	
<b>第5節 推進体制の整備等</b>	
第26条 推進体制の整備	
第27条 国及び他の地方公共団体との協力	

# 第3章 新奈良県環境総合計画等の推進

## 第1節 新奈良県環境総合計画

### 第1 計画の趣旨及び期間（環境政策課）

近年、少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展など、社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、経済の低成長に伴い心の豊かさを求める者が増加する中で人々の価値観も多様化し、ライフスタイルや仕事のあり方なども大きく変わりつつある。また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題は極めて深刻であり、廃棄物の増大、ダイオキシン類等の化学物質による汚染など私たちを取り巻く今日の環境問題はますます複雑多様化している。

このような環境問題を解決していくためには、私たちの生活行動や経済活動のあり方そのものを環境の保全と創造のしくみが組み込まれたものに変えていくことが必要であり、「環境と経済の好循環」や「参画と協働」といった視点での取り組みが重要となっている。

そこで、前計画が平成17年度に期間満了となることを機に、今日の環境問題の態様の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として「新奈良県環境総合計画」を平成18年3月に策定した。新計画の期間は、平成18(2006)年度から平成27(2015)年度までの10年間である。

### 第2 計画の概要（環境政策課）

新計画では、持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然環境と優れた歴史環境を将来にわたって継承し、快適な生活環境を保全することを目指して計画の基本理念を「豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生」と定めるとともに、次の5つの基本目標を設定している。

- (1) 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生
- (2) 快適・安全な生活環境の創造
- (3) 持続的発展が可能な循環型社会の構築
- (4) 地球環境保全への取り組みの推進
- (5) 参加と協働による環境保全への取り組みの推進

### 第3 計画の特色（環境政策課）

上記5つの基本目標の達成に向け、計画の着実な推進への実効性を担保するとともに、県民の視点に立ったわかりやすい説明の仕組みを構築するため、新計画では新たに「環境指標」及び「重点プロジェクト」を設定した。



(1) 環境指標

将来の目標値を県民の皆様にはわかりやすくなるよう、具体的に45項目の数値で示している。今後、この環境白書等を通じ県民の皆様に進捗状況を公表する。

(2) 重点プロジェクト

基本目標の達成に向け、県として戦略的かつ重点的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として位置づけている。計画期間中に5つの重点プロジェクトを推進していく。

図1-3-1 新奈良県環境総合計画の構成



## 第4 環境指標と進捗状況（環境政策課）

計画に記載している指標とその進捗状況は下記のとおりである。

### 基本目標Ⅰ 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生（11）

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)
○県土に占める自然公園の割合 (自然公園面積)	%	17.2 (63,328ha)	17.2 (63,328ha)	維持する
○自然豊かな広葉樹林等の割合 (森林における広葉樹林等の割合)	%	38 (H12)	38	40
○間伐実施面積(累計)	ha	5,126	5,028	25,000 (H23～H27)
○県内における県産材の利用割合 (県内木材需要に対する県産材の供給率)	%	50 (H15)	64	55
○奈良県版レッドデータブックにおける 希少動植物種数	—	(調査中)	1,115	維持する
○県内で確認された渡り鳥(ガン・カモ)の種類数	—	14	16	減少させない
○ホテルが生息する河川延長の割合	%	10 (H15)	11.6	16.7
○奈良の自然とふれあった人の数 (中山間地域への来訪者数)	万人	735 (H15)	346 (H22)	845 (H15年度比15%増)
○里山林の整備箇所数(累計)	箇所	0	115	50 (H18～22)
○県内で指定・登録されている文化財数 (国・県指定分の合計)	件	2,157	2,327	2,320
○歴史文化等の拠点エリアへの来訪者数	万人	3,507 (H15)	3,330 (H23)	3,770 (H15年度比7%増)

### 基本目標Ⅱ 快適・安全な生活環境の創造（12）

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)
○一人あたりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	11.1	12.0 (H22)	12.1 (H22)
○花とみどりのまちづくり実践活動箇所数	箇所	5	11	20
○奈良の景観を美しいと感じる人の割合	%	84.2 (H17)	未調査	90
○奈良県景観資産登録数	箇所	—	32	100
○クリーンアップならキャンペーン参加者数	人	62,000	38,300	140,000
○快適で魅力ある沿道景観が創出された数(累計) (沿道地区のまちづくりに関するルール締結数)	—	23	80	50
○低公害車導入率	%	20	52.1	75
○公害苦情件数(騒音・振動・悪臭)	件	287	164	200以下
○清らかで安全な河川・湖沼の割合(大和川水系) (環境基準達成率)	%	52.4 (11/21)	81 (17/21)	90.5 (19/21)
		(淀川水系) 75.0 (21/28)	46.4 (13/28)	89.3 (25/28)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)
(紀の川水系)	%	80 (4/5)	80 (4/5)	100 (5/5)
(新宮川水系)		100 (10/10)	80 (8/10)	100 (10/10)
○汚水処理人口普及率	%	77.8	85.5	87.6
○ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100
○環境中に排出される化学物質の量	t	1,540 (H15)	690 (H22)	1,400
○PCBの適正処理実施率	%	0	19.9 (H22)	100 (H28)

### 基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築 (10)

環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)	
○廃棄物排出量	(生活系一般廃棄物： 県民一人一日当たり)	g/日・人	700 (H15)	650 (H22)	650 (H24)
	(産業廃棄物)	千t	1,508 (H13)	1,539 (H22)	1,700 (H24)
○リサイクル率	(一般廃棄物)	%	14.8 (H15)	14.4 (H22)	25.0 (H24)
	(産業廃棄物)	%	42 (H13)	48 (H22)	48 (H24)
○埋立処分量 (最終処分量)	(一般廃棄物)	千t	86 (H15)	64 (H22)	58 (H24)
	(産業廃棄物)	千t	184 (H13)	74 (H22)	80 (H24)
○県民一人当たりのエネルギー消費量	原油/ 年・人	1,261 (H15)	1,272	1,043 (H12年度比-20%)	
○太陽光、風力発電出力量	kW	12,713	43,303	49,100 (H22)	
○木質バイオマスエネルギー利用量	t	6,700	11,699	12,000	
○保水機能が高い水源涵養保安林 <sup>かん</sup> の面積	ha	59,733	62,773	60,228 (H22)	
○透水性舗装面積 (累計)	m <sup>2</sup>	112,350	197,744	172,350	
○環境をテーマにしたビジネスモデル認定件数 (累計)	件	30	45	100	
○環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	店	781 (H17)	781 (H17)	1,000	

※第2次奈良県産業廃棄物処理計画の策定に伴い、廃棄物の指標及び目標値については、一部見直しを行っています

基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進（7）

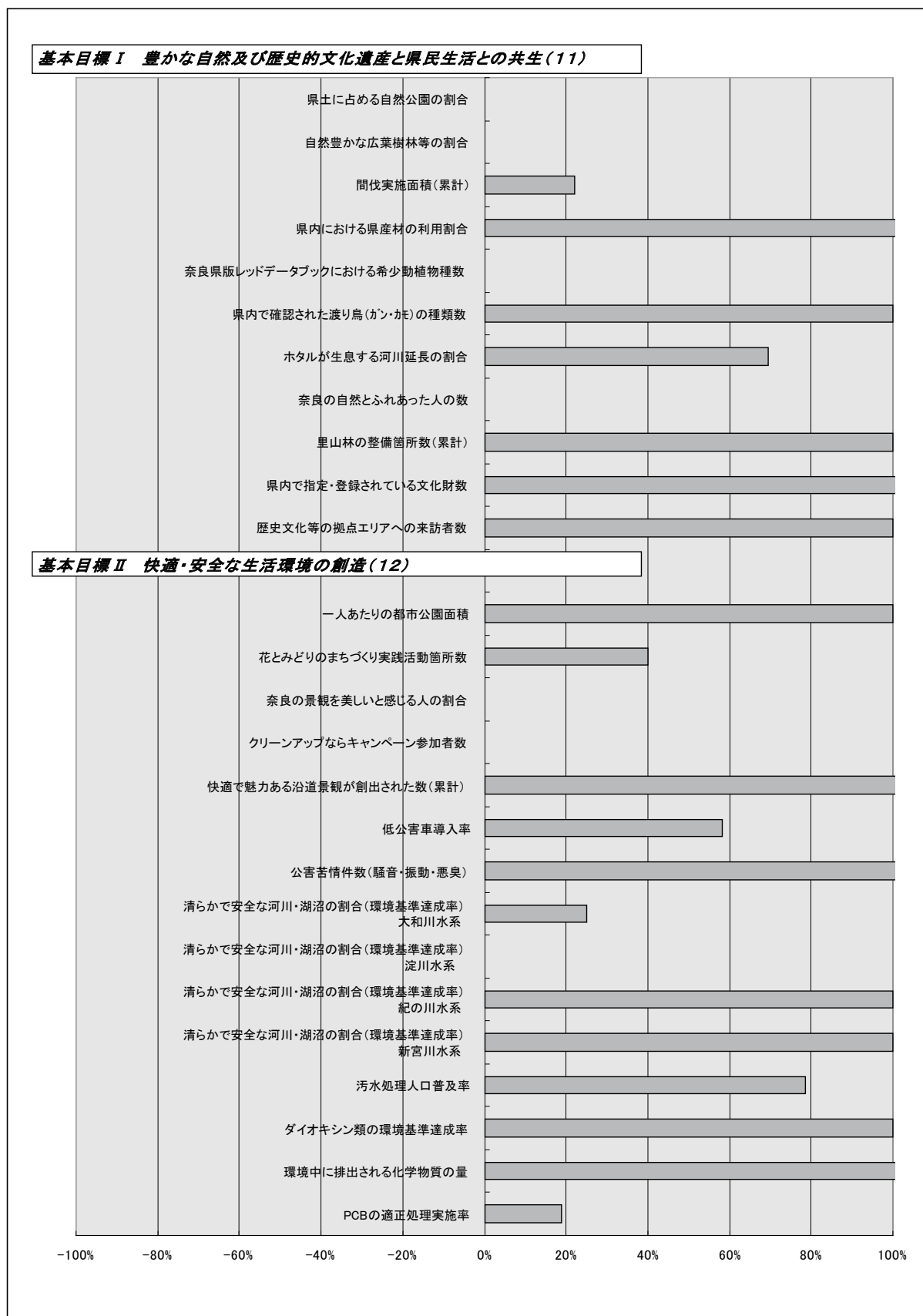
環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)
○地球温暖化の主な要因であるCO <sub>2</sub> 排出量	万t	558 (H15)	562 (H22)	465 (H12年度比-20%)
○二酸化炭素の吸収源として整備された森林面積	ha	141,000 (H15)	172,000	172,000 (H22)
○県民等からの募金により新たに植樹された樹木数 (累計)	本	1,138	7,351	10,000
○木質バイオマスエネルギー利用量（再掲）	t	6,700	11,699	12,000
○大気中のフロン濃度（フロン12）	μg/m <sup>3</sup>	3.2	2.5	悪化させない
○雨水のpH値	pH	4.8	4.9	悪化させない
○環境分野での海外からの研修員受け入れ者数 (累計)	人	1	10	15 (H18～H27)

基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進（5）

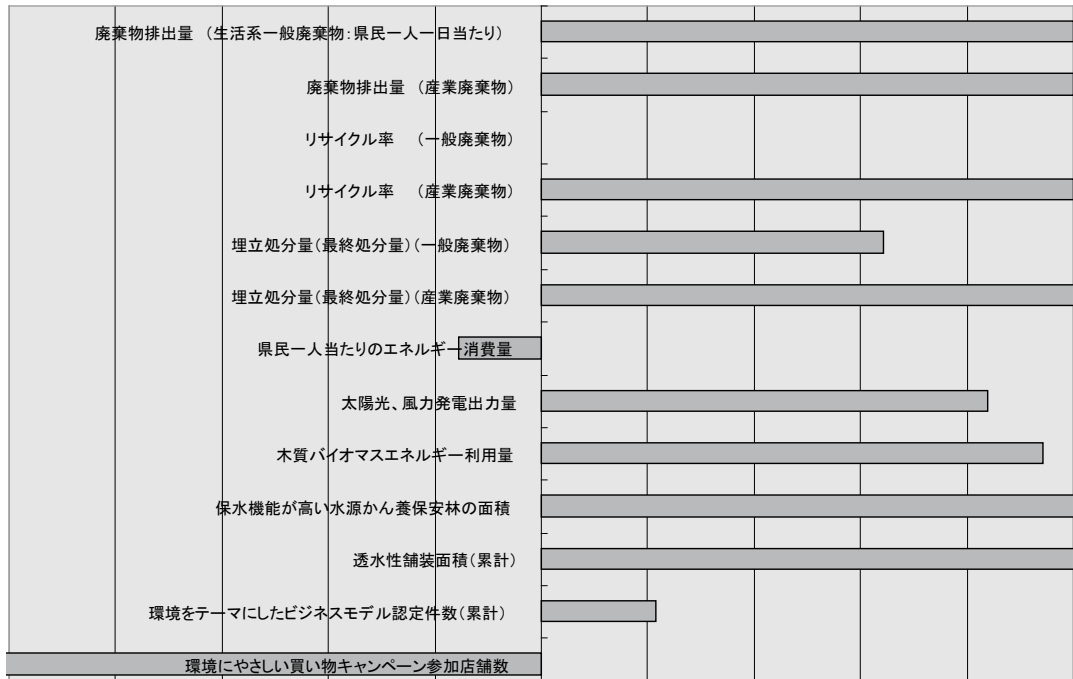
環境指標	単位	現況値 (H16)	直近値 (H23)	目標値 (H27)
○環境学習活動への講師派遣回数	回	44	6	60
○環境教育・学習に係る情報収集活動数	回	97,000 (H15)	177,898	200,000
○環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数	団体	51	169	140
○環境配慮活動に積極的に取り組む事業所数	事業所	96	179	250
○地球温暖化防止に向けた率先行動を行っている 県内市町村の割合	%	9 (4/46)	44 (17/39)	100

〈環境指標の目標値に対する達成率〉

各指標について、27年の目標値と16年の数値の差を分母とし、平成23年時点の達成率を計算した。紙面の関係上、100%を超える達成率も一律100%と表記している。



**基本目標Ⅲ 持続的発展が可能な循環型社会の構築(10)**



**基本目標Ⅳ 地球環境保全への取組の推進(7)**



**基本目標Ⅴ 参加と協働による環境保全への取組の推進(5)**



-100%    -80%    -60%    -40%    -20%    0%    20%    40%    60%    80%    100%

## 第2節 奈良県循環型社会構築構想

### 第1 構想の趣旨及び期間（廃棄物対策課）

県では、地域の特性を活かした本県がめざすべき循環型社会の姿を明らかにし、県民・事業者・行政が環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するという共通の認識を持って、一体的な取り組みが進められることを目的として、平成14年度に「奈良県循環型社会構築構想」を策定した。本構想は概ね平成24年度までを展望する。

### 第2 構想の概要（廃棄物対策課）

概要は下図のとおりである。



### 第3 構想の推進に向けた取組 (廃棄物対策課)

県では、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、平成16年度より産業廃棄物税を導入した。県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合、搬入された産業廃棄物に対し1トンにつき千円の割合で税を課している。

この産業廃棄物税は、排出事業場を対象としたゼロ・エミッション推進支援、リサイクル製品の研究開発支援、不法投棄撲滅に向けた県民意識の醸成のための県民大会の開催など、廃棄物の減量化、適正処理の推進を通じた循環型社会の構築に役立っている。

〈循環型社会とは〉

循環型社会とは、①廃棄物等の発生の抑制、②循環資源の循環的な利用（再使用、再生使用、回収）、③やむを得ず廃棄物として処分する場合には適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

## 第3節 奈良地域公害防止計画

### 第1 計画の趣旨 (環境政策課)

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、都道府県知事が策定する地域計画である。

本県においては、昭和47年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）、8期39年間にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるもの大和川における水質汚濁・光化学オキシダントに係る大気汚染など依然として課題が残されていることから実施期間を平成23年度から平成32年度とする第9次計画を平成24年3月に策定し、今後も引き続き総合的な公害防止施策を講じていく。

### 第2 計画の概要 (環境政策課)

#### 1 計画の基本的事項

##### (1) 地域の範囲

計画を策定している範囲は、次の大和平野5市1町（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・生駒市・王寺町）である。



(2) 計画の目標

環境基準を超過している項目について、計画終了の平成 32 年を目途に達成を図る。

(3) 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。

(4) 計画の主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

水質汚濁の著しい河川の BOD に係る水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。

## 2 公害防止等に関する施策

(1) 公害防止施策

① 主要課題である大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

大和川の BOD に係る水質汚染対策として排水基準・総量規制基準の遵守の徹底などの工場事業所対策、下水道・浄化槽・農業集落排水処理施設整備などの生活排水対策、畜産排水対策、非特定汚染源対策、河川浄化対策等を実施する。

また大阪湾の COD に係る水質汚染対策として COD、窒素及び燐に係る総量削減計画による水質総量規制・汚濁負荷量の削減対策等を推進する。

② 主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表 1-3-1 のとおりである。

表 1-3-1 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
大 気 汚 染 対 策	光化学オキシダント対策
地 下 水 汚 染 対 策	水質の常時監視
土 壌 汚 染 対 策	土壌汚染の状況の把握
自 動 車 騒 音 振 動 対 策	発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策
廃棄物・リサイクル対策	廃棄物の適正な処理の推進

(2) 奈良地域公害防止対策事業計画

公営財特法第2条の2第1項に基づき、公害防止計画において県及び市町が計画策定地域内で実施する同項に規定する事業に関する奈良地域公害防止対策事業計画を定めており、計画に定める事業は主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけている。

(3) 各主体の自主的積極的取り組みに対する支援施策

① 各主体の取組

循環と共生を基調とした地域づくりのため、地方公共団体、事業者、住民及び民間団体が主体別に取り組む。

② 環境教育・環境学習の推進

## 第4節 環境影響評価制度

### 第1 環境影響評価の制度化（環境政策課）

環境影響評価は、土地の形状の変更並びに工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境に及ぼす影響を総合的に評価するものである。国においては、平成9年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日に施行された。

一方、本県においては「奈良県環境影響評価条例」を平成11年12月に施行した。また本条例の施行に先立ち、平成11年9月21日に、環境影響評価の項目並びに当該項目に係わる調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項及び環境の保全のための措置に関する事項を定める環境影響評価技術指針を告示し施行した。

## 第 2 環境影響評価条例の概要 (環境政策課)

### 1 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである。

### 2 対象事業

道路の新設、廃棄物処理施設の設置、住宅団地の造成などの事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし、その規模など詳細は平成 11 年 6 月 8 日に奈良県環境影響評価条例施行規則で定め、平成 11 年 12 月 21 日に施行した。

### 3 手続

手続の概略は、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、事業着手後の届出等であり、原則として事業者が行うものとしている。

## 第 3 環境影響評価の実施状況 (環境政策課)

環境影響評価の実施状況は表 1-3-2 のとおりである。

表 1-3-2 環境影響評価の実施状況

事業名称	規模	事業主体	審査状況	根拠
京奈和自動車道(御所道路)	一般国道 4 車線 13.4km	建設省	平成 3 年度 評価書終了	閣議要綱
京奈和自動車道(大和道路)	一般国道 4 車線 13.8km	建設省	平成 8 年度 評価書終了	〃
(仮称)大和都市計画事業 高山土地地区画整理事業	288ha	都市基盤 整備公団	平成 12 年度 評価書終了	閣議要綱 及び環境 影響評価法
シャープ天理事業所 都市ガス CGS 導入計画	排出ガス量(最大) 現状約 38,000N m <sup>3</sup> /h 変更後約 260,000N m <sup>3</sup> /h	シャープ 株式会社	平成 13 年度 評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
三和澱粉工業株式会社 CGS 導入計画(仮称)	排出ガス量(最大) 現状約 126,744N m <sup>3</sup> /h 変更後約 372,700N m <sup>3</sup> /h	三和澱粉工業 株式会社	平成 17 年度 評価書終了	奈良県環境 影響評価条例
京奈和自動車道 (大和北道路)	一般国道(自動車専用 道路)4 車線 約 12km	国土交通省	平成 19 年度 評価書終了	環境影響 評価法
二上採石場拡張事業	14.96ha	疋田碎石	平成 23 年度 方法書終了	奈良県環境 影響評価条例

## 第4章 環境施策の推進体制

### 第1節 奈良県環境審議会（環境政策課）

環境問題への対策には、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な面からの判断を要請される。また、具体的な環境行政に地域の有識者等の意見を反映させる必要がある。

環境基本法第43条は、都道府県が一定の環境保全施策を定める場合、都道府県環境審議会に調査審議等させることを定めている。さらに、全国レベルでの環境行政の一定水準の確保及び審議の質的確保を図るため、審議事項について表1-4-1のとおり関係法令等で定められている。

本県では、昭和42年に奈良県公害対策審議会を設置し、昭和44年9月から奈良県公害対策審議会規則に基づく審議会に、昭和46年7月から奈良県公害対策審議会条例に基づく審議会に、平成6年8月からは奈良県環境審議会条例に基づく審議会として、本県の環境行政に対する基本的な重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況及び答申状況は、表1-4-2と資料編表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 環境審議会の法定（条例によるものを含む）審議事項

区分	項目	根拠条文
環境全般	知事が環境総合計画を策定または変更しようとするとき	奈良県環境基本条例第10条
大気汚染	(1) 知事が指定ばい煙総量削減計画を策定または変更するとき (2) 知事がばい煙等発生施設、ばい煙等規制基準を定めまたは変更しようとするとき	大気汚染防止法第5条の3 奈良県生活環境保全条例第58条
水質汚濁	(1) 県の区域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 (2) 知事が汚水等排出施設、排水基準を定めまたは変更しようとするとき	水質汚濁防止法第21条 奈良県生活環境保全条例第58条
騒音・振動	(1) 知事が騒音等発生施設、騒音等規制基準を定めまたは変更しようとするとき (2) 知事が特定建設作業、これに伴い発生する騒音・振動の基準を定めまたは変更しようとするとき	奈良県生活環境保全条例第58条 奈良県生活環境保全条例第58条
土壌汚染	(1) 知事が農用地土壌汚染対策地域を指定、変更または解除するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条・第4条

土 壤 汚 染	(2) 知事が農用地土壌汚染対策計画の承認申請または変更申請するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条・第6条
廃 棄 物	知事が産業廃棄物処理計画を策定するとき	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3
そ の 他	(1) 施行者が公害防止事業に係る費用負担計画を策定または変更するとき (2) 知事が公害の防止に関する重要事項を定めまたは変更しようとするとき	公害防止事業費事業者負担法第6条・第8条 奈良県生活環境保全条例第58条

表 1-4-2 奈良県環境審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議 題 等
平成19年度	平成19年11月22日 平成20年2月18日	(1) 第2次奈良県廃棄物処理計画の策定について（諮問） (1) 第2次奈良県廃棄物処理計画の策定について（答申） (2) 平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 瀬戸内海の環境の保全に関する奈良県計画について (5) 第8次奈良地域公害防止計画について
平成20年度	平成20年11月20日 平成21年2月19日	(1) （仮称）奈良県希少野生動植物の保護に関する条例について (2) 景観条例の制定及び景観計画の策定に関するパブリックコメントの実施について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 平成19年度環境の現況について (1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 産業廃棄物税にかかる奈良県法定外税懇話会報告の概要について (3) 県有施設アスベスト再調査結果報告 (4) 平成21年度実施予定事業について
平成21年度	平成22年2月18日	(1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）（答申） (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 環境関係4計画の見直し等について

平成22年度	平成22年 4月27日	(1) 桜井市に所在する産業廃棄物処分場関連の要望について
	平成22年 9月 2日	(2) 奈良県の環境関係4計画の見直しについて(諮問)(答申)
	平成22年12月 3日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しに関する中間報告
	平成23年 2月25日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しについて (1) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 「新奈良県環境総合計画(改訂版)」(素案)について
平成23年度	平成23年11月 7日	(1) 水質総量規制基準の改定について(諮問)(答申)
	平成24年 3月30日	(1) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 第9次奈良地域公害防止計画の策定について (4) 疋田碎石二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議の結果について

## 第2節 奈良県自然環境保全審議会(自然環境課)

この審議会は、奈良県自然環境保全条例に基づき、学識経験者・県議会議員・市町村長・関係行政機関の職員で組織され、奈良県立自然公園条例、自然公園法、奈良県立公園条例、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況は表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 奈良県自然環境保全審議会開催状況(最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成19年度	平成19年 7月24日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分(案)について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分(案)について
	平成20年 2月18日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
平成20年度	平成20年 5月29日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成20年 6月20日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年 7月31日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年11月14日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成20年12月17日	(1) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について
	平成21年 1月14日	希少野生動植物の保護に関する条例について

平成21年度	平成21年 5月29日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成21年 10月22日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成22年 1月21日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 特定希少野生動植物の指定について
	平成22年 3月19日	特定希少野生動植物の保護を推進するための指針の策定について
	平成22年 3月29日	(1) 奈良県ツキノワグマ保護管理計画(第2次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について (3) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第3回変更について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について
平成22年度	平成22年 11月22日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成23年 2月 9日	特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴの保護管理事業計画の策定について
	平成23年 3月18日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第2回変更について
平成23年度	平成23年 9月 2日	「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成23年 9月 6日	白川又特別鳥獣保護区の更新について
	平成24年 2月 3日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選任について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成24年 3月22日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の改定について (5) イノシシ特定鳥獣保護管理計画の改定について (6) ツキノワグマ保護管理計画の改定について (7) 奈良県第11次鳥獣保護事業計画の改定について

### 第3節 奈良県古都風致審議会 (風致景観課)

県の附属機関として昭和42年4月に奈良県古都風致審議会が設置され、委員16人以内をもって組織し、次のような事務を担当している。なお、最近5年間の開催状況は表1-4-4のとおりである。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む。）の区域内における行為の規制に関する重要事項、並びに歴史的風土保存区域の指定・変更及び廃止についての調査・審議並びに建議に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項についての調査・審議並びに建議に関する事務

表1-4-4 奈良県古都風致審議会の開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成19年度	平成19年 8月 2日	会長等の選任について 奈良県古都風致審議会の公開について あやめ池風致地区の種別の一部変更(案)について (報告)
	平成19年10月 9日	あやめ池風致地区の種別の一部変更(案)について (現地視察、会議)
	平成19年11月20日	「あやめ池風致地区」の種別の変更について
平成20年度	平成20年 8月29日	明日香村阪田地区における農業基盤整備事業について (現地視察、会議)
平成21年度	平成22年 2月26日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について (現地視察、会議)
平成22年度	平成22年11月30日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について
	平成23年2月25日(現地) 平成23年 3月23日	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和について (現地視察、会議)
平成23年度	平成23年11月 4日	会長の選任等について 県道多武峰見瀬線(鳥庄工区)の道路改良事業について(報告) 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成23年11月11日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年 1月13日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年 3月23日	明日香村阿部山地区における県営農地環境整備事業について 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について



## 第4節 奈良県景観審議会 (風致景観課)

奈良県景観条例(平成21年3月27日制定)の規定に基づき良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する奈良県景観審議会が平成21年4月に設置され、委員15人以内をもって組織し、次の事項に関する調査審議を行っている。なお、開催状況は表1-4-5のとおりである。

### (1) 奈良県景観条例に規定する事項

- ① 奈良県景観計画の策定又は変更に関する意見
- ② 計画提案を踏まえた奈良県景観計画の策定又は変更をしないことに関する意見
- ③ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に係る事前の助言に関する意見
- ④ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に対する勧告及び勧告に従わない場合の公表に関する意見
- ⑤ 奈良県景観計画区域内における行為に対する必要な措置等の命令に関する意見
- ⑥ 奈良県公共事業景観形成指針の策定又は変更に関する意見

### (2) 良好な景観の形成に関する重要事項

知事から諮問し、奈良県景観審議会から答申を得るべき、県の景観行政の推進にあたっての重要事項

表1-4-5 奈良県景観審議会の開催状況

年度	開催年月日	議 題 等
平成23年度	平成23年12月21日	奈良県景観審議会会長及び副会長の選任 奈良県景観審議会審査指導部会委員の選任 奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について



## 第 2 部

豊かな自然及び  
歴史的文化遗产と  
県民生活との共生



# 第1章 優れた自然環境の保全

## 第1節 自然公園等の現状

### 第1 自然公園（自然環境課）

自然公園法に基づく本県の自然公園は、図2-1-1のとおり国立公園1ヶ所・国定公園4ヶ所・県立自然公園3ヶ所の計8ヶ所である。県土に占める割合は、全国平均14.3%を上回る17.2%で、規模・景観の質・設置目的等においてそれぞれ特色を持っている。

#### (1) 吉野熊野国立公園【昭和11年2月1日指定 面積31,313 ha】

本公園は、十和田八幡平・富士箱根伊豆・大山隠岐と並び昭和11年に指定された我が国でも歴史の古い国立公園である。吉野山の桜と史跡、大台ヶ原山・大峰山系の山岳と優れた自然が代表的な景観である。特別地域の占める割合は約30%と非常に低く、また吉野林業地帯に属し、公園区域のほとんどが民有地であることから、保護管理上種々の問題点を持っている。

なかでも、普通地域をも含めて大峰山系・大台ヶ原地区の原生林保存の問題が重要視されている。

#### (2) 金剛生駒紀泉国定公園【昭和33年4月10日指定 面積4,880 ha】

本公園は、大和青垣国定公園・県立矢田自然公園とともに奈良盆地周辺の青垣山を形成し、付近住民の健康の維持・休養・野外教育の場所として重要なものとなっている。

都市部に近い地理的条件から住宅建設等が多く行われ、今後、本公園の良好な自然環境を維持するために、これらの行為等に対する調整が最も重要である。

なお、平成8年10月に大阪府・和歌山県側への公園地域が拡大され、名称が「金剛生駒紀泉国定公園」に改められた。

#### (3) 大和青垣国定公園【昭和45年12月28日指定 面積5,742 ha】

本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並の景観を保護・整備するため指定された公園である。

この公園内及びその周辺には、数多くの古社寺及び古墳が存在し、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持している。

特に、本公園の北端に接する春日山及び本公園南部の与喜山は、高位な暖地性原生林で学術上特に重要である。

土地利用面については、古都保存法・文化財保護法・風致地区条例等の諸法令の規制と重複する地域が多く、総合的な環境の保全に努めている。

#### (4) 室生赤目青山国定公園【昭和45年12月28日指定 面積12,744 ha】

本公園は、鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナ及びウラジロモミなどの自然林、俱

留尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多い。

また、本公園は林業地帯であるので、特に林道の開設、森林伐採など林業との調整及び地域振興に関連した諸事業との調整が重要である。

#### **(5) 高野龍神国定公園【昭和42年3月23日指定 面積5,156 ha】**

本公園は、伯母子岳・荒神岳及び護摩壇山を中心とする地域で、特に伯母子岳は、モミ・ツガ及びブナの自然林並びにツツジ類の群落が見られ、豊かな自然が展開している。

関係村は、野迫川村及び十津川村であり、林道の開設、森林伐採など林業との調整が重要である。

#### **(6) 県立自然公園**

県立自然公園は、二次的な自然林・人工林などのなかに農耕地及び集落が混在して調和のある良好な自然環境を維持しているが、農林業地帯でもあり、それら生業との調整を図りながら自然環境の保全をすすめている。

##### **① 県立矢田自然公園【昭和42年3月7日指定 面積524 ha】**

本公園は、最高330mのなだらかな矢田丘陵が主軸で、豊かな森林に覆われ、都市化がすすむ奈良盆地の中にあつて貴重な里山として自然環境の保全と整備が図られている。

##### **② 県立吉野川津風呂自然公園【昭和47年4月28日指定 面積2,462 ha】**

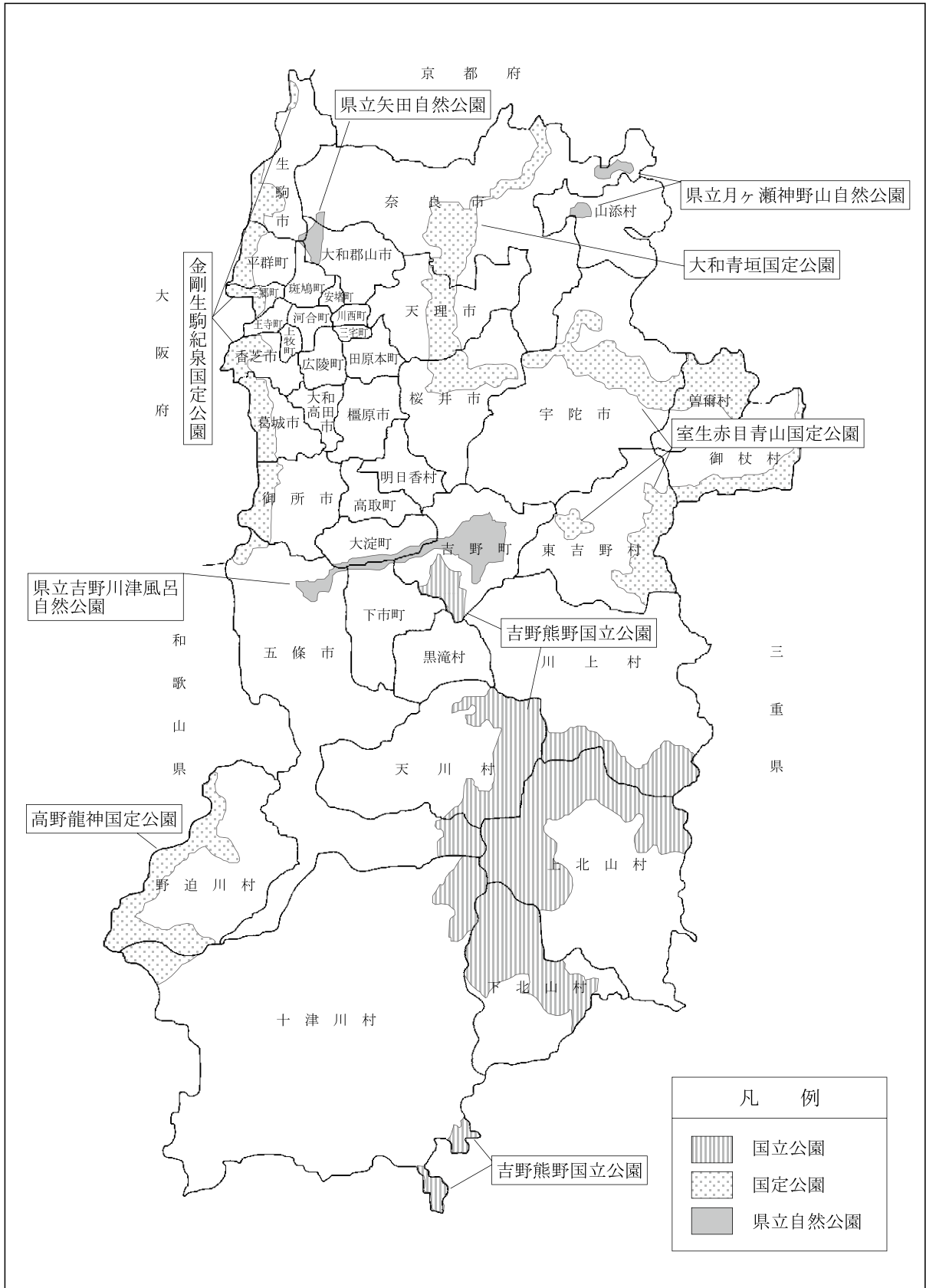
本公園は、海を持たない本県にあつて水辺の公園として、水と親しむことのできる貴重な場所であり、吉野川の清流を保護し、津風呂湖とともに貴重な水辺の景観を保存すべく指定された公園である。

##### **③ 県立月ヶ瀬神野山自然公園【昭和50年7月1日指定 面積507 ha】**

本公園は、梅の名所月ヶ瀬及びつつじの名所神野山を中心として指定されており、自然環境を保護するとともに、多くの人々が自然とふれあう場として利用のため指定された公園である。

図 2-1-1 自然公園地域

(平成 24 年 3 月 31 日現在)



## 第2 自然環境保全地域及び保全地区等 (自然環境課)

本県の自然環境保全地域及び保全地区等は、表2-1-1の区分によって、県自然環境保全地域1ヶ所92ha、景観保全地区11ヶ所9,962ha、環境保全地区9ヶ所2,680haが指定されている。これらの合計は、21ヶ所12,734haであり、県土面積の3.5%を占めている。

保護樹木は、県内に46本を指定している。

表2-1-1 自然環境保全地域及び保全地区等の区分

区 分	概 要
県自然環境保全地域	高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域、優れた天然林が相当部分を占める森林区域等
景 観 保 全 地 区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
環 境 保 全 地 区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
保 護 樹 木	由緒・由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木

自然環境保全地域及び保全地区等の指定状況は、図2-1-2のとおりである。

### (1) 玉置山県自然環境保全地域

十津川村に位置する当保全地域は、自然植生ないし自然植生に近いブナ・モミ・ツガ・ミズナラ等の温帯性天然林からなり遷移途上形態を呈している。

また、山頂近くの玉置神社境内には推定樹齢500年から600年以上、境内隣接地には推定樹齢200年程度の杉の巨木林を形成している。

この良好な自然を保護するため昭和54年11月に県下で初めての県自然環境保全地域に指定された。

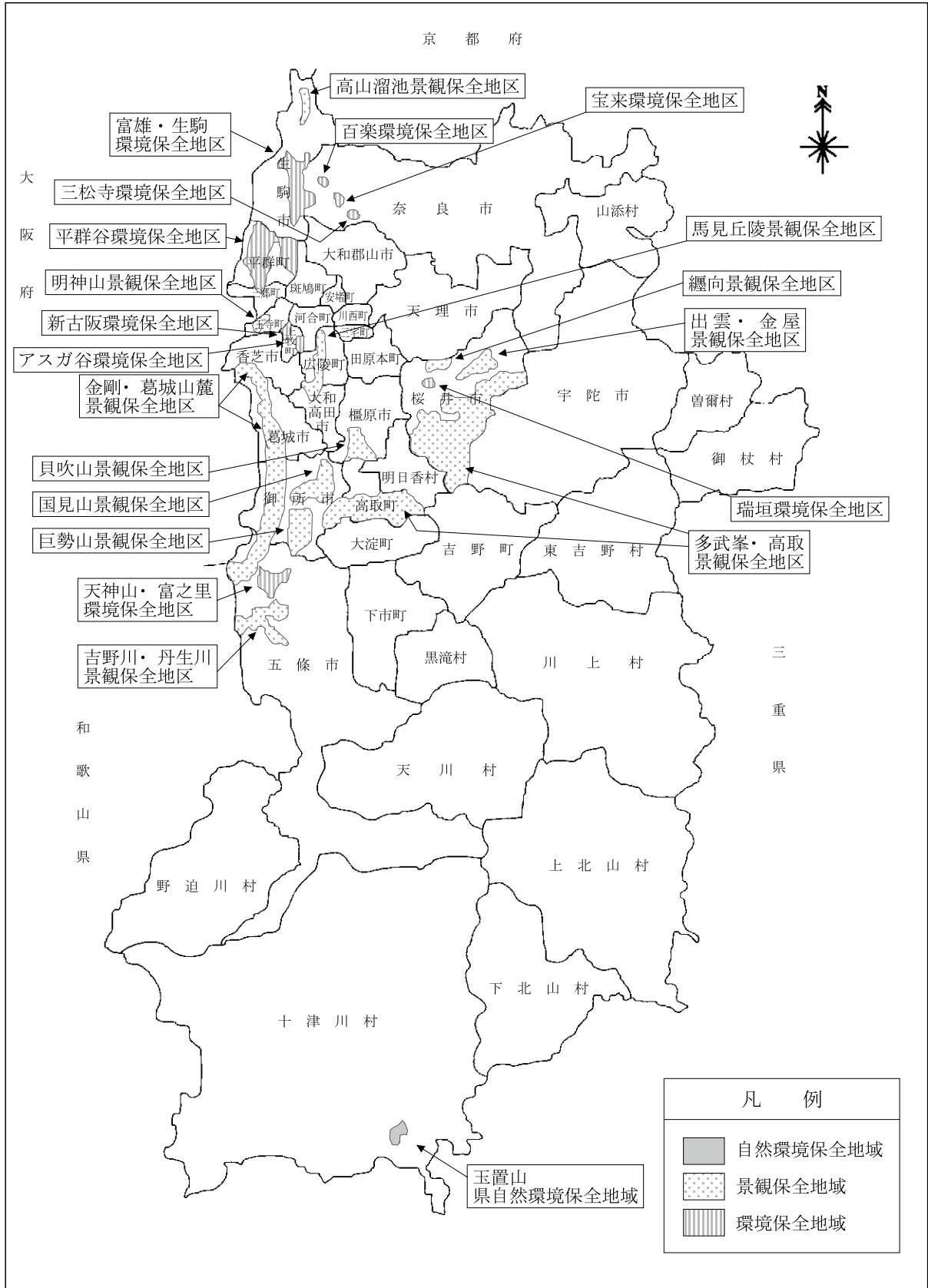
### (2) 保全地区及び保護樹木

県内の自然景観及び良好な環境を保全する目的で、昭和47年に奈良県自然環境保全条例が制定され、現在、景観保全地区11地区、環境保全地区9地区及び保護樹木46本が指定されている。



図 2-1-2 自然環境保全地域及び保全地区等

(平成 24 年 3 月 31 日現在)



## 第2節 自然公園等の保全対策

### 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制（自然環境課）

自然公園法及び奈良県立自然公園条例による平成23年度中の許認可取り扱い件数は、表2-1-2のとおり127件である。また諸行為のうち工作物の新增改築が88件（69%）を占めていることが特徴的である。

また、平成23年度の奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区内の届出件数は、表2-1-3のとおり239件である。届出のうち、工作物の新增改築が217件（91%）とほとんどを占めている。

表2-1-2 自然公園許認可等件数

#### ① 公園別許可等件数（平成23年度）

自然公園名	件数	備考
金剛生駒紀泉国定公園	33	うち届出3
高野龍神国定公園	3	
大和青垣国定公園	42	うち届出1
室生赤目青山国定公園	12	うち協議1
県立矢田自然公園	7	
県立吉野川津風呂自然公園	26	うち届出5 協議3
県立月ヶ瀬神野山自然公園	4	
合計	127	

#### ② 行為別許可件数（平成23年度）

行為の種類	件数
工作物の新改増築	88
土地の形状変更	9
木竹の伐採	5
その他	25
合計	127

表2-1-3 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数(平成23年度)

行為の種類	件数
工作物の新改増築	217
土地の形状変更	13
木竹の伐採	5
その他	4
合計	239

## 第2 大台ヶ原における保全対策 (自然環境課)

大台ヶ原はトウヒ群落を主とする「東大台地区」と、ウラジロモミブナ群落を主とする「西大台地区」に大別される。西大台地区は相対的に良好な自然が残されているが、利用圧の増加による自然環境への負荷の増大、利用マナーの低下などによる自然環境への影響が懸念されている。そこで、公園管理者である国(環境省)では、検討協議会等の開催を通じて地元関係者等の利用調整に向けた合意形成を図り、立ち入り規制による利用量のコントロールや質の改善を図ることを目的とした吉野熊野国立公園の公園計画の変更を行った。平成18年12月26日付け官報により西大台利用調整地区の指定を告示し、平成19年9月1日より開始されている。

## 第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

### 第1節 森林・農地の現状

#### 第1 森林の現状（林業振興課）

本県の森林面積は28万4千haで、県総面積36万9千haの77%を占め、うち民有林の面積は27万1千haで森林面積の95%となっており、そのほとんどが私有林である。国有林は13千haと5%に過ぎない。また、本県の民有林のうち人工林面積は16万8千haで人工林率は62%と全国でも高い水準にある。

このように、本県は自然的条件に恵まれ、古くから林業が発達し、紀の川（吉野川）流域を中心として全国的に傑出した林業地帯を形成している。森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、自然環境の保全形成、保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能など多くの公益的機能を有し、県民の生活に深く結びついている。

本県の森林がもっている機能ごとの面積を森林計画区別に示すと表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 機能別の森林面積

（平成24年3月31日現在）（単位千ha）

森 林 計画区	木材等生産 機 能	水源かん養 機 能	山 地 災 害 防 止 機 能	生 活 環 境 保 全 機 能	保 健 文 化 機 能	対象となる森林の区域
大和・ 木津川	63	49	31	32	28	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山辺郡・生駒郡(安堵町を除く)・宇陀郡・高市郡・北葛城郡
吉 野	66	77	34	6	13	五條市・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・川上村・東吉野村)
北山・ 十津川	95	125	48	—	32	吉野郡(天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村)
計	224	251	113	38	74	

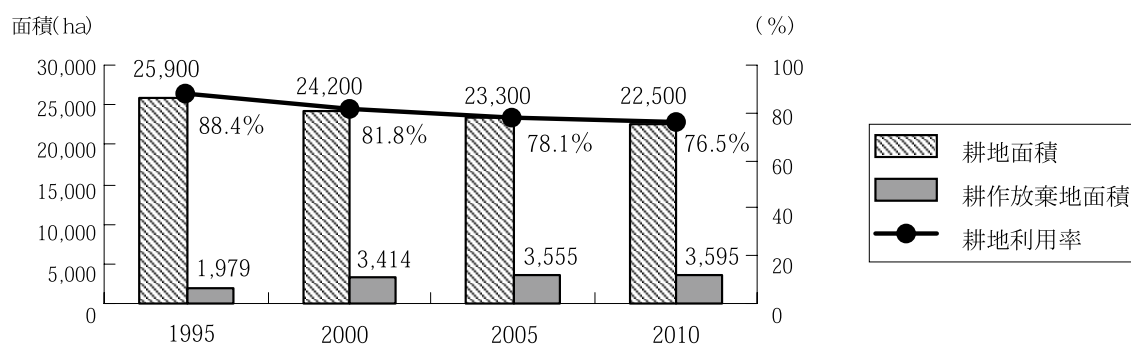
(注) 地域森林計画の対象とする森林である。  
機能が重複しているものは、それぞれに計上している。  
計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

#### 第2 農地の現状（地域農政課）

2010年度の農林業センサス等によると、図2-2-1のとおり、本県の耕地面積は22,500ha、耕作放棄地面積は3,595ha、耕地利用率は76.5%となっている。15年前の1995年度に比べると、耕地面積が約13%減少し、耕作放棄地面積は約1.8倍になっている。農地には、自然環境の維持、農村景

観の形成などの多面的な機能があるため、耕作放棄地の解消・活用は県政の喫緊の課題となっている。

図 2-2-1 耕地耕作放棄地面積及び耕地利用率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」

## 第2節 適切な森林管理・整備の推進

近年、都市化の進展や県土の開発などに伴って、良好な生活環境の保全形成、水資源のかん養など森林の持つ公益的機能に対する要請が一段と高まっている。

このような中で、本県においては、保安林の整備、森林造成事業や治山事業の推進、放置林対策、森林病虫害の防除、林野火災の防止及び林地の開発規制等の森林保全対策を積極的に実施し、健全な森林の維持造成に努めている。また、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、22年度に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定した。

### 第1 適切な森林管理 (林業振興課)

23年度は、森林整備地域活動支援交付金を17市町村に交付し、森林施業の実施に必要な施業集約化の促進、作業路網の改良活動などの地域活動を支援した。

### 第2 放置林対策 (森林整備課)

施業放置林の減少を図るため、県では施業放置林を調査し、その所有者に対して森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能についての普及活動を行う「施業放置林解消活動推進事業」を行っている。23年度は20市町村で施業放置林整備マネージャー40名を選任し、施業放置林の調査と森林整備の普及啓発等を行った。また、施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐等を実施する「施業放置林整備事業」では、19市町村で799haの整備を実施した。

一方、放置された里山林については、23年度、15市町村の18箇所において、NPOやボランティア団体による県民参加の森づくりを実施し、里山地域における優れた景観の回復に努めた。

### 第3 森林造成事業及び治山事業（林業振興課・森林整備課）

森林の有する多面的機能の持続的発揮と、林業が主要産業である農山村経済の活性化を図るため、木材生産林育成整備事業により間伐や下刈り等の森林整備を促進している。23年度は、造林18ha、間伐567ha、枝打ち197ha、下刈り74haの整備を支援した。

治山事業では山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水源の涵養、生活環境の保全・形成等、国土保全対策のため23年度に、山腹崩壊地や荒廃した溪流を復旧・整備するため山地治山事業を18箇所、森林の多様な機能が低下している保安林の整備を4箇所、水源地域において荒廃した山地の復旧整備を3箇所、水源涵養機能の回復や増進のための森林整備を4箇所実施した。

### 第4 森林病虫害等の防除（森林整備課）

森林資源の保続及び県民の生活環境、自然環境等の公益的に重要な松林を対策対象森林と位置づけ、これら松林を保全するため、特別防除、樹幹注入、伐倒駆除等の事業を実施している。23年度の実績は、特別防除72ha、樹幹注入39本、伐倒駆除82㎡である。

また、上記の対策対象森林区域外の松林においては、風致上保全すべき松林に対し樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害の拡大を抑制し、松林の保全を図っている。23年度の実績は、樹幹注入233本である。

## 第3節 県産材需要の拡大

### 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援（奈良の木ブランド課）

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、県産材の需要拡大を図ることが重要であることから、消費者の求める品質・性質を備えた県産材の安定的な供給を目的として林業・木材業界が実施する「奈良県地域材認証制度」の普及のため、認証材の展示会等の取り組みに支援したほか、認証材を使用した新築住宅への助成を実施した。

### 第2 県産材生産促進事業（林業振興課）

間伐材の安定供給を図るため、利用伐期となった未利用間伐材の搬出に要する経費の一部助成を実施した。

また、紀伊半島大水害により、通常の木材搬出道が断たれた地域において、ヘリコプターや小型トラックによる代替輸送にかかる追加経費の一部助成を実施した。

### 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発 (森林技術センター)

地域の林業や林産業を活性化させるため、木材生産コストを低減させ木材を安定的に供給するための効率的な林業架線技術に係る調査を行った。

また、木材の需要拡大を図るため、木質耐力壁などの新たな住宅資材の研究開発を行うとともに、それらの材料となる木材の適切な高温乾燥条件の検討などを行った。

さらに、研究機関や民間企業等との共同研究や受託研究及び技術指導などの実施により、木材の利用促進に向けた新たな生産技術の開発を支援した。

## 第4節 農村環境の保全と利用

県では、農地の持つ多面的機能の維持・増進や良好な田園空間の形成を図るため、農業者だけでなく、都市住民等多様な主体の参画による農地の活用や保全を図る事業を行い、遊休農地の解消・活用を進めている。

### 第1 担い手の確保 (地域農政課)

県では、農地の流動化や農作業受委託を円滑に促進するため、JAが中心となって行っている担い手バンクシステムを支援している。

これは、農業経営の規模拡大や、農作業の受託を望んでいる農家(受け手農家)と、奈良県内に所有する農地の維持管理に困っている人(出し手農家)を登録し、お互いの出会いをサポートするもので、平成23年には1,373アールのマッチングが行われた。

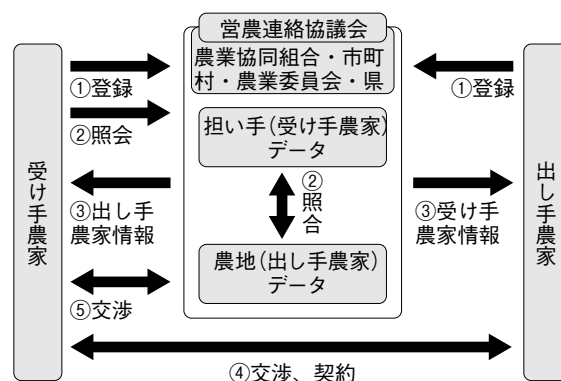


図2-2-3 担い手バンクシステムの概要

また、平成21年6月の農地法等の改正により、平成21年12月15日以降は、市町村農業委員会が農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」を総会又は農地部会で議決し、定めた別段の面積を公示することで、原則50アールとされている農地の権利取得にあたっての下限面積を地域の実情に応じ弾力的に緩和できることになったため、この制度を活用し新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止を図っている。平成23年度には、32市町村において下限面積が緩和されている。

## 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用 (地域農政課、農村振興課)

中山間地域等では、過疎化・高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施している。23年度は14市町村において、320件の集落協定が締結され、2,758haの農用地での農業生産活動等が維持された。

また、中山間地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮を図る「奈良県中山間ふるさと保全基金」により、農村の魅力をPRし、都市農村交流を推進する「農山村まるごと収穫体験&ウォーク」、生態系や環境に配慮した農業基盤整備事業の重要性をPRする「田んぼ水族館」などを実施している。

## 第3 農村資源の保全対策 (地域農政課)

農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図り、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水・農村環境等の資源を将来にわたり適切に保全管理する施策体系の構築に向け、その質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、農業者だけでなく、地域住民等多様な主体の参画を得て、地域ぐるみの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を19年度から実施している。

また、20年度から、遊休農地を協定内に積極的に取り込んで、地域ぐるみの共同活動により、解消する取組を行う活動組織に支援する「遊休農地解消活動支援事業」を実施している。併せて23年度は、17市町村において141活動組織で3,922haの農地及び農業用施設が保全管理された。

さらに、23年度から、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化を図るための活動への支援を追加し、6市町村29活動組織での取組が行われた。



## 第3章 多様な生物の保全

### 第1節 野生鳥獣の保護管理（森林整備課）

野生鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護事業計画を策定して、保護を図っている。中でも、野生鳥獣保護の重要な拠点となる鳥獣保護区は、第11次鳥獣保護事業計画(24年度～28年度)に基づいて既設保護区の内容充実を図るとともに、必要と認められる地域については設定期間を更新した。その結果、23年度末現在における鳥獣保護区は21ヶ所、38,247 ha(県土の10.4%)である。

鳥獣保護法に基づく狩猟等規制区域の区分は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 鳥獣保護のための規制区域の区分

区 分	概 要
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護繁殖を図る地区であり、国又は都道府県が、区域内の土地又は立木竹に鳥獣の生育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることができる。
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の生育や繁殖を図るため、特に保護が必要な地区であり、保護繁殖に影響を与えるような水面埋立、立木竹伐採、工作物設置等の行為に許可制を採っている。
休 猟 区	一定の地域において、狩猟鳥獣が減少し、その増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定される区域。
特定猟具使用禁止区域	危険予防等のため、特定の猟具を指定し、その使用を禁止する区域。
特定猟具使用制限区域	危険予防等のため、知事の承認がなければ指定された猟具を使用した狩猟ができない区域。
鉛 散 弾 規 制 地 域	水鳥の中毒事故を防止するため、鉛散弾による狩猟を規制した地域。
その他の鳥獣捕獲禁止区域	公道・自然公園法第14条1項の特別保護地区・都市公園・原生自然環境保全地域・社寺境内・墓地は、自然環境の保全・危険予防・社会秩序の維持などの観点から捕獲等は一般的に禁止される。

(※ 各区域の指定状況は資料編 表2-3-1～5のとおり)

県では、野生動物の保護のため、毎年1月中旬に行うガン・カモ類の生息数調査など、各種の調査を実施し、生息状況の把握に努めている。また、野生動物保護活動の様々な啓発事業も行っており、23年度は野生生物保護モデル校を10校指定したほか、野鳥観察会の開催、愛鳥週間のポスター募集等を実施した。また、傷病等により自力で生息できなくなった野生鳥獣を保護し、適切に治療等を行い自然に復帰させる「傷病鳥獣保護活動」により、23年度は鳥類157個体、獣類20個体の保護・治療等を行った。

なお、これらの保護対策の実施によって野生動物の保護が図られているが、一方では農林業に被害を与える野生動物の増加も避けられないため、住民生活及び農林産物等に対する野生鳥獣による被害

の防止・軽減を目的として、市町村が駆除隊（猟友会各支部）を編成して有害鳥獣捕獲を行う経費を支援している。23年度は奈良市、大和郡山市、天理市をはじめ、26の市町村において実施した。

## 第2節 大切にしたい野生動植物の保護（自然環境課）

県では、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15年度から5ヶ年の間調査を実施し、奈良県版レッドデータブック（平成17年度脊椎動物編、平成19年度植物・昆虫類編発刊）を作成した。平成20年度には、この成果を踏まえて取りまとめた「奈良県における希少野生動植物の保護のあり方に関する提言」において特に重要とされた、保護施策の枠組みである「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

平成21年度は、条例の平成22年4月の全面施行に向けて規則を制定し、「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定した。この基本方針に従って、条例に基づく「特定希少野生動植物」として12種（動物5種、植物7種）を指定し、特定希少野生動植物ごとに「保護推進指針」を定めた。

平成22年度は、「特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画」を策定した。

平成23年度は、前年度に策定した保護管理事業計画に基づき「特定希少野生動植物保護管理事業」を実施した。

また、条例の内容を広く県民に啓発・普及するため、リーフレットの作成・配布や出前講座を実施した。

## 第3節 水辺の生物の保全（河川課）

県では、河川環境の整備にあたっては、瀬や淵をつくり、流れに変化をもたせ、それぞれの区間でその川らしい植生となるよう水辺や護岸の緑化を図るなど、人と自然の共存を念頭に、自然な川の流れを基本として、多様な生物が生息・生育できるような多自然の河川環境づくりを行っている。23年度には、自然豊かな河川延長距離は91.76 kmとなっている。

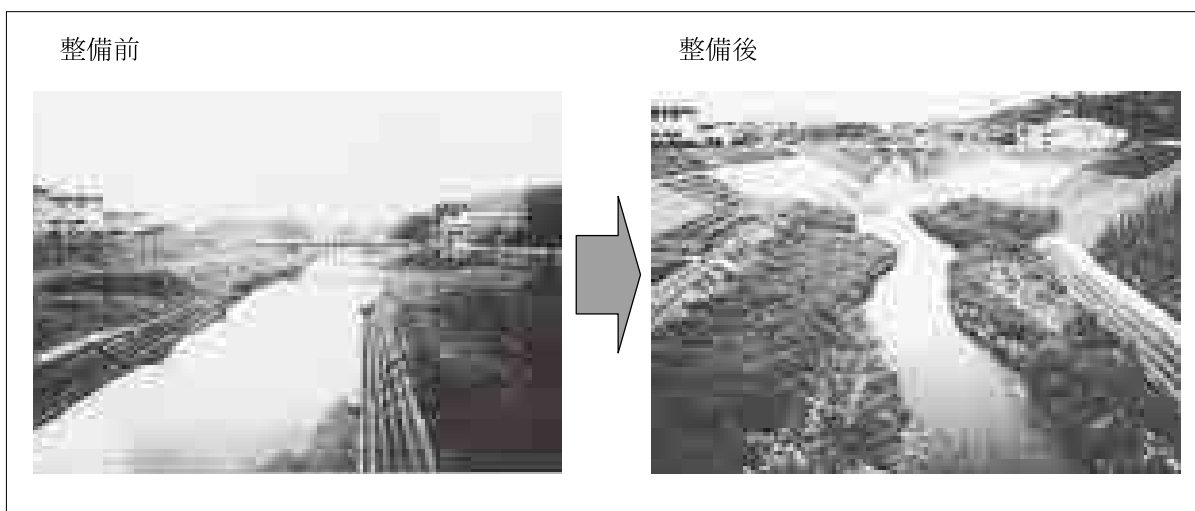


図2-3-1 多自然の河川環境づくりの例

## 第4章 自然と人とのふれあいの推進

### 第1節 ふれあいの場づくり

#### 第1 自然公園の施設整備 (自然環境課)

県では、自然公園を活用した県民の自然とのふれあいを促進するために、拠点施設、歩道、トイレなど利用者に必要な施設の整備を進めている。

23年度は、東海自然歩道の標識整備(桜井市、宇陀市、曾爾村)、県立矢田自然公園の既設公衆トイレ1ヶ所の撤去(大和郡山市)などを行った。



図2-4-1 自然公園の施設整備事例(写真は東海自然歩道標識整備)

#### 第2 里山林の整備 (森林整備課)

身近な里山林が自然とふれあう場として、また緑が心にうるおいをもたらす場として評価が高まっている。県では、このような里山林に対する意識の高まりにこたえるために、NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めている。

23年度は、15市町村の計18箇所で行われた。二次林8.37ha、竹林3.21haの整備が行われた。

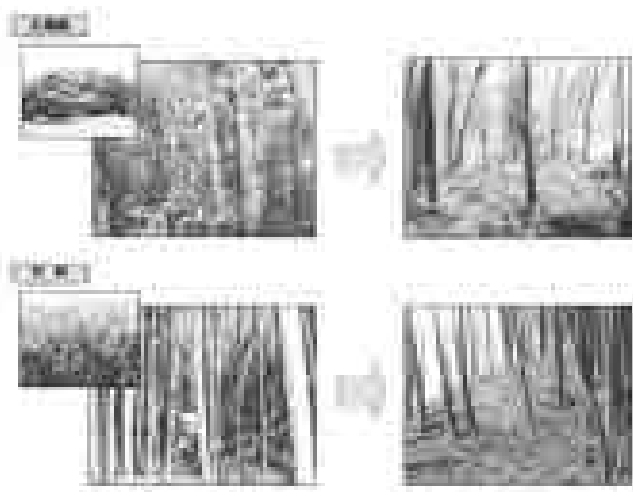


図2-4-2 里山林整備の事例

### 第3 親水空間の整備（河川課、農村振興課）

県では、市街地を流れる河川においては、河川の維持管理にあたり、階段護岸、広場、散策路等を整備するなど、川に興味を持ち川に近づき、川で遊び、川に親しむことができる環境づくりを行っている。

また、農村地域に存在する水路、ため池、ダムなどの農業水利施設の整備と一体的に水辺を活用した親水・景観施設の整備を実施している。

## 第2節 ふれあいの機会づくり

### 第1 山の日・川の日普及啓発事業（森林整備課）

県では、森林とのふれあい体験を通して、県民参加の森づくりの輪を広げることを目的として、18年度から夏休み期間を「山と森林の月間」と定め、さらに20年度から7月第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」とする条例を制定し、県民に森林の大切さや木を使うことへの理解を深めてもらう体験学習や展示による普及啓発イベントを実施している。

23年度には、県立野外活動センター、川上村の森と水の源流館及び山幸彦のもくもく館において「森林体験山もり・てんこ森」を実施し、参加者が木工クラフトや丸太切りなどを体験した。

### 第2 都市と農山村の交流（農村振興課）

県では、都市部の住民が農山村の自然や、地域の人々とふれあう機会を確保するため、都市と農山村の交流の一環として、グリーン・ツーリズムを推進している。23年度は、農業体験メニュー等を情報発信するためホームページを充実すると共に、グリーン・ツーリズム受け入れを実践するための人材育成研修会（農林業体験（オーナー制講座）、受講者41名）を行った。

### 第3 ふれあいのための情報提供等（環境政策課）

県の環境情報サイト「エコなら」等において、県主催のものだけでなく、民間団体等が主催する自然とふれあうイベントの開催情報などを広く集めて掲載することで、地域における取り組み状況の発信を行っている。

## 第3節 ふれあいのための人づくり

### 第1 森林環境教育指導者の養成（教育研究所、森林整備課）

県では、18年度から導入された森林環境税を活用し、教員や森林ボランティア、県民を対象とした森林環境教育の幅広い指導者養成研修を行っている。

教員向けには、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成を目的とした「教員現地研修」を実施し、23年度は8回、計572人が参加した。学校教育以外での森林環境教育では、基本的な指導者養成研修や実技中心の体験型研修などを内容とする「指導者養成セミナー」を実施しており、23年度は延べ12回、計126人が参加した。

### 第2 自然公園指導員の活用（自然環境課）

県では、自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、県に協力して、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行う奈良県自然公園指導員の指導育成を行っている。また、環境省では国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では46名が委嘱されている。これらの指導員は、県内の自然公園の利用者に対しマナー指導、自然公園のパトロールを行っている。

## 第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

我が国の古代国家の中心地であった奈良県は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳等の遺跡や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。

本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用していくためには、古来から継承されてきた良好な環境、歴史的風土の維持を図らねばならない。

### 第1節 歴史文化への誇りと継承

#### 第1 文化財の保護（文化財保存課）

県内の文化財の指定件数は、資料編表2-5-1～3のとおりである。建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国第1位である。県では、文化財保護法や文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の現状調査や管理、修理指導を行うほか、新たな文化財指定に向けた調査を行い、文化財の保護を行っている。（資料編表2-5-4 参照）

#### 第2 世界遺産の保存管理等（文化・教育課、文化財保存課）

本県では、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年に「古都奈良の文化財」が、また平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産条約に基づく文化遺産として登録され、国内で唯一、県内に3つの世界遺産を持つ県となっており、これら世界遺産の適正な保存管理を行っている。平成21年度には、「紀伊山地の霊場と参詣道」登録5周年を記念し、文化遺産の保存と活用のあり方について世界遺産フォーラムを開催した。

なお、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、県内4番目の世界遺産登録に向けて、関係市村と連携した取り組みを行っている。

### 第2節 地域の活性化への活用

#### 第1 伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存（文化財保存課）

城下町、宿場町、門前町などの歴史的な集落・町並みは市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区に指定しているが、その中でもさらに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。県内での選定された地区は、橿原市今井町（平成5年）、宇陀市松山地区（平成18年）、五條市新町地区（平成22年）の3地区である。

また、平成23年9月には、明日香村飛鳥川上流域が、地域独特の集落景観や棚田形成の景観から、地形に即して営まれてきた居住の在り方と、農業を中心とした生業の在り方を示す価値の高い文化的景観として、「奥飛鳥の文化的景観」として重要文化的景観として選定された。

## 第3節 活用ネットワークの構築

### 第1 自転車の利用促進（道路・交通環境課）

県では、広域的な周辺観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、平成22年12月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定した。

本計画では、周遊観光を楽しむために、大和平野だけでなく、山間地域も含む約600kmの広域的な自転車利用ネットワークを設定し、案内誘導及び注意喚起サインの設置や段差解消等に取り組んでいる。

また、幅広い利用者が快適に自転車を楽しめる環境を創出するため、利用者の利用レベルに応じたサービスの充実を図ることとしており、「宿泊施設と連携したおもてなしサービス」、「広域乗り捨て型レンタサイクル」などに取り組んでいる。

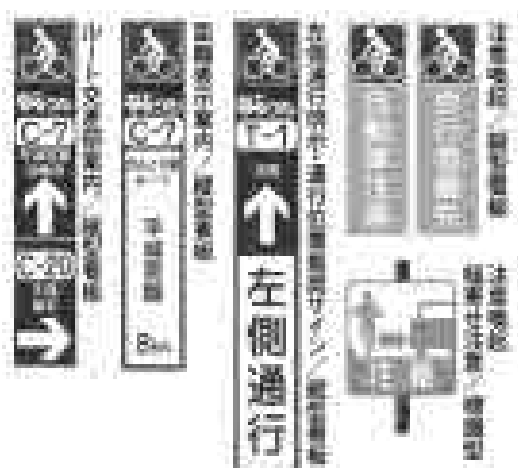


図2-5-2 サイン整備のイメージ



図2-5-4 斑鳩町 法起時付近



図2-5-3 案内誘導サイン整備事例



図2-5-5 京都府と連携した広域マップ





## 第 3 部

# 快適・安全な生活環境の創造



# 第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

## 第1節 歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出

### 第1 風致地区等の指定 (風致景観課)

#### (1) 風致地区

歴史的に重要な文化遺産を数多く有する本県においては、その文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、表3-1-1のとおり県土の3.35%について風致地区指定を行っている。

(資料編 3-1-1～4 参照)

表3-1-1 風致地区

(平成24年3月31日現在)

市 町 村 名	市 町 村 名	地区名面積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	2,801.8	昭 和 45 年
	佐 保 山	488.8	昭 和 45 年
	平 城 山	576.0	昭 和 57 年
	あ や め 池	413.2	昭 和 45 年
	西 の 京	200.5	昭 和 45 年
	富 雄	247.6	昭 和 45 年
大 和 郡 山 市	郡 山 城 跡	67.0	昭 和 45 年
	矢 田 山	411.0	昭 和 45 年
生 駒 市	生 駒 山	1,010.0	昭 和 47 年
橿 原 市	耳 成 山	40.4	昭 和 45 年
	香 久 山	109.0	昭 和 46 年
	畝 傍 山	173.0	昭 和 46 年
	藤 原 宮 跡	48.9	昭 和 45 年
斑 鳩 町	斑 鳩	628.4	昭 和 45 年
天 理 市	山 の 辺	1,338.0	昭 和 45 年
明 日 香 村	明 日 香	2,418.0	昭 和 55 年
桜 井 市	三 輪 山 之 辺	835.6	昭 和 45 年
	烏 見 山	423.1	昭 和 45 年
	磐 余	148.2	昭 和 45 年
計	19 地 区	12,378.5	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

#### (2) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存区域

わが国往時の政治・文化の中心地として、歴史上重要な地位を有する古都としてのユニークな自然環境を保存するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。)が公布施行された。この法律に基づき、わが国の歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、それを取り巻く周辺の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を歴史的風土保存区域(以下「保存区域」という。)として、さらにこの区域の中で特に枢要な地域については、歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)として指定されている。

また、昭和 55 年には「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」(以下「明日香村特別措置法」という。)が公布施行され、明日香村全域がこの特別保存地区として指定されるに至った。

現在、本県の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区は、表 3-1-2 の区分によって、4 市 1 町 1 村に指定されている。(資料編表 3-1-5 参照)

**表 3-1-2 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の区分**

区 分		概 要	根 拠 法
歴 史 的 風 土 保 存 区 域		歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周囲の自然的環境と一体となして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	古 都 保 存 法
	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の中で特に重要な地区	
明 日 香 村	第 1 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	明日香村歴史的風土特別保存地区の中で、特に重要な地区	古 都 保 存 法 明 日 香 村 特 別 措 置 法
	第 2 種 歴 史 的 風 土 保 存 地 区	第 1 種歴史的風土保存地区を除く明日香村全域	

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届出が必要であり、また、現状維持を目的としている特別保存地区内においては前記の行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の表示又は掲出の行為を行う場合には、事前に知事の許可を受けなければならない。特に全域が特別保存地区に指定されている明日香村においては、地域の特性に応じて二段階規制がなされている。

なお、保存区域及び特別保存地区の指定状況は、表 3-1-3 と表 3-1-4 のとおりである。

(資料編表 3-1-6～8 参照)

**表 3-1-3 歴史的風土保存区域**

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,743	昭 和 41 年
	平 城 宮 跡	919	昭 和 57 年
	西 の 京	114	昭 和 41 年
斑 鳩 町	斑 鳩	536	昭 和 41 年
天 理 市	石 上 三 輪	1,060	昭 和 42 年
桜 井 市	石 上 三 輪	836	昭 和 42 年
	鳥 見 山	242	昭 和 42 年
	磐 余	148	昭 和 42 年
橿 原 市	大 和 三 山	426	昭 和 46 年
計		6,024	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

表 3-1-4 歴史的風土特別保存地区

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,329.0	昭 和 57 年
	平 城 宮 跡	419.0	昭 和 57 年
	山 陵	17.0	昭 和 42 年
	聖 武 天 皇 陵	5.0	昭 和 57 年
	唐 招 提 寺	29.0	昭 和 42 年
	薬 師 寺	10.0	昭 和 42 年
斑 鳩 町	法 隆 寺	80.9	昭 和 42 年
天 理 市	石 上 神 宮	29.7	昭 和 43 年
	崇 神 景 行 天 皇 陵	52.5	昭 和 43 年
桜 井 市	三 輪 山	304.0	昭 和 43 年
橿 原 市	香 久 山	48.0	昭 和 43 年
	畝 傍 山	126.0	昭 和 43 年
	耳 成 山	16.0	昭 和 43 年
	藤 原 宮 跡	22.0	昭 和 43 年
明 日 香 村	飛鳥宮跡第一種 歴史的風土保存地区	105.6	昭 和 55 年
	石舞台第一種 歴史的風土保存地区	5.0	昭 和 55 年
	岡寺第一種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	高松塚第一種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	明日香第二種 歴史的風土保存地区	2,278.4	昭 和 55 年
計		4,892.1	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

## 第 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備 (公園緑地課・平城宮跡事業推進室)

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号国営公園）で、文化的資産の保存・活用を目的とした国営公園である。そのうち「飛鳥区域」においては、現在、石舞台・高松塚周辺・祝戸・甘檜丘の 4 地区が供用されており、キトラ古墳周辺地区が現在整備中である。

また、特別史跡平城宮跡については、平成 20 年度から「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」として、整備に着手されている。

なお、橿原市では古墳を利用した観光振興の拠点となる都市公園の整備の一環として、植山古墳公園の整備を進めている。

## 第2節 憩いのある緑の空間の創造

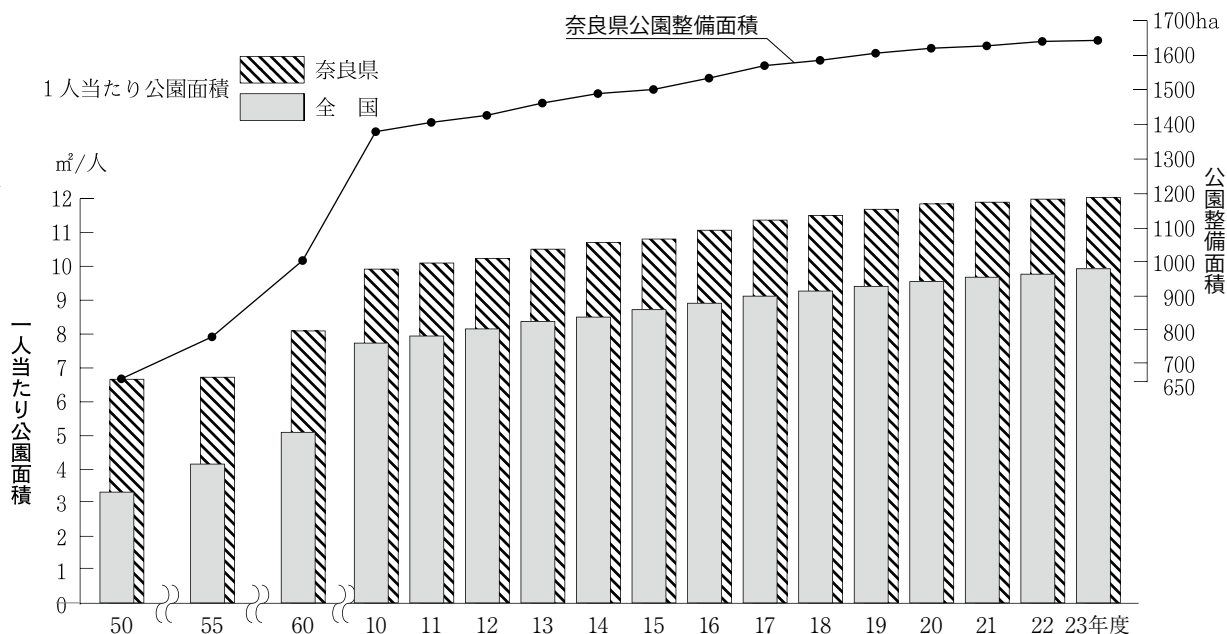
### 第1 本県における都市公園の現況（公園緑地課）

人々の生活環境と密接な関わりを持つ、身近な緑の代表として都市公園があげられる。都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにする。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものである。

本県の都市公園の平成23年度末の状況をみると、全体では2,230箇所、総面積1,655.62haであり、県民1人当たりの面積は12.02㎡/人（平成23年度末全国平均9.91㎡/人）となっている。

（資料編表3-1-9参照）

図3-1-1 都市公園整備の推移



### 第2 代表的な都市公園整備事業（公園緑地課・奈良公園室）

#### (1) 奈良公園

奈良公園は明治13年（1880年）に開設され、市街地に隣接しつつ、周辺の社寺と一体となった都市公園である。世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの自然、歴史・文化、公園資源とそれらが融合した独特の風致景観を有している公園で、年間1,000万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地である。

#### (2) 浄化センター公園（平成26年7月に「まほろば健康パーク」に名称変更予定）

老朽化の進んでいた浄化センター公園を、健康増進施設、競技施設、管理施設及び公園機能施設

として再整備し、維持管理・運営する事業に平成23年度10月に着手した。あらゆる年齢の誰もがいつでも気軽に健康増進に利用できる県民スポーツの中核的施設、県内の水泳競技の拠点施設とするとともに、公園全体に四季を感じ和んでいただける植栽、多くの人が憩える緑陰やベンチを設ける等により、自然を感じ、憩いあふれる公園とすることをめざしている。再整備の完了は、平成26年7月を予定している。

### (3) 馬見丘陵公園

馬見丘陵公園は、わが国有数の古墳群と良好な自然環境を活用した「古墳と花と野鳥のとびかう公園」をコンセプトに昭和59年に事業着手し、平成24年度に全面開園した。今後は、園内の歴史遺産や自然環境に親しむ利用に加え、イベント等の開催による中南和の賑わいの拠点として、また、花と緑に関する講習会の充実やボランティアの育成等により、「花の都・奈良」づくりを推進する中核施設として活用する。

## 第3節 緑を育てる仕組みづくり

### 第1 県民への意識啓発（協働推進課、農業水産振興課）

県では、「全国都市緑化ならフェア」等をとおして県内各地で醸成された、花と緑を育てる活動が定着・発展することを目的として、地域での花いっぱい運動を支援するための活動団体を募集した（平成23年度事業実施）。また、17年度までに養成した花とみどりのまちづくりを行うボランティア等を活用した「花とみどりのまちづくり実践活動」を推進しており、県内11地区で地域住民の連携・協力した実践活動が行われている（23年度末現在）。

### 第2 事業者等への意識啓発（環境政策課）

県では、オフィスで積極的に地球温暖化防止をはじめとする環境保全に取り組む事業所を「エコオフィス宣言」事業所として登録しているが、その取組項目に「緑化推進」を設け、民間施設における緑化を促進している。23年度は登録事業所の約25%が緑化推進に取り組んでいる。

## 第4節 市街地内農地の活用（地域農政課、都市計画室）

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育や福祉等に活用する場として、遊休農地等を活用して市町村やJAが開設する市民農園の数が年々増加している。市民農園開設状況調査によると、「特定農地貸付法」又は「市民農園整備促進法」に基づく23年度末現在の県内開設数は33であり、うち市街化区域内では6ヶ所に開設されている。

また、市街化区域内にある保全すべき農地については「生産緑地」に指定し、農業生産活動に裏付けられた農地の緑地機能の保全を図っている。

## 第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

### 第1節 歴史的景観の形成

#### 第1 緑の保全対策パトロール (風致景観課)

無秩序な開発による自然環境の破壊を防ぐため、主として風致地区及び歴史的風土特別保存地区における違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月2回のパトロールを行っている。23年度の指導件数は、204件である。

#### 第2 歴史的風土保存のための買い入れ地の保全 (風致景観課)

県では古都保存法及び明日香村特別措置法に基づき、歴史的風土の保存上必要と認められるものについては申し出によって当該土地を買い入れている。この買い入れ地について、史跡地周辺、沿道沿いにおいて景観づくりを進めるため、草刈・樹木のせん定を行うほか、菜の花等の景観作物の栽培や樹木の植栽を行った。23年度は46箇所においてNPOとの協働による景観づくりを進めた。

(※歴史的風土特別保存地区における土地買い入れ実績は、資料編表3-1-8参照)

#### 第3 電線類の地中化推進 (道路・交通環境課)

県では、歴史的景観や都市景観の向上等を目的として、電線類の地中化を推進している。特に、歴史的景観保存地区、主要な観光拠点へのゲートウェイとなる区間や市街地の幹線道路等を中心として整備を行っており、23年度末時点で累計49.1kmの無電柱化整備を行った。

### 第2節 田園・里山景観の形成

#### 第1 棚田の景観保全 (農村振興課)

県では、地域独特の地形からおりなされる棚田の美しい景観を保全するため、「棚田地域水と土保全基金」を活用して棚田地域保全のための支援体制を構築し、持続的な棚田地域の保全を図っている。23年度は、棚田や地域資源の大切さをPRするため、棚田サミット(語り部交流会)や田んぼの水族館を実施した。

#### 第2 里山の景観保全 (森林整備課)

県では、放置された里山林の整備をNPOやボランティア団体による県民参加の森づくりとして実



施することにより、里山林の機能回復を図り里山地域における優れた景観を回復するため、18年度から、森林環境税を活用した「地域で育む里山づくり事業」を行っている。23年度は、大和郡山市・生駒市など15市町村の18箇所で整備を行った。

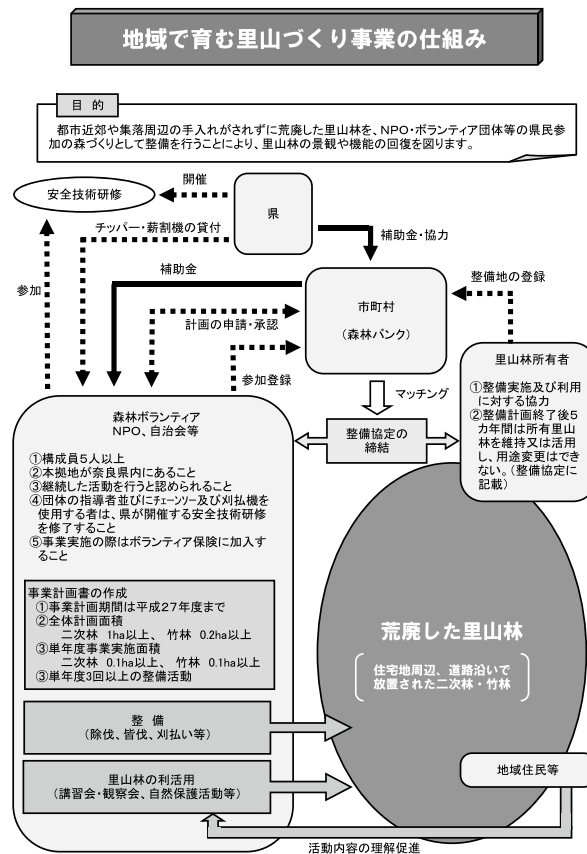


図 3-2-1 地域で育む里山づくり事業の仕組み

## 第3節 都市景観の形成

### 第1 良好な景観づくりのための整備事業の推進 (地域デザイン推進課)

県では、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を目指し、主要な駅前や幹線道路沿道において景観形成の先導的展開を図るとともに、良好な景観形成の必要性や重要性、県の取組み等を広報することにより、県民及び市町村主体の良好な景観づくりを推進することとしている。奈良の玄関口となる奈良市の大宮通りでは「古都奈良を実感できる大宮通り」を景観整備のテーマとし、四季と自然を感じられる快適な道路空間を提供するとともに、景観まちづくりに対する機運醸成を図り、自主的な活動が出来る体制の確立及び活動の継続を図ることを目的に奈良市の協力により、月1回地域の自由な話し合いの場として「景観まちづくり井戸端会議」を設置するとともに、沿道の地域住民、企業の方の協力により、大宮通りの花いっぱい運動を進めている。

## 第2 美化啓発・実践活動の促進（協働推進課）

県及び親切・美化奈良県民運動推進協議会では、「クリーンな心でグリーンな奈良に」をモットーに全県的な県民運動を展開しており、9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、集中的なポイ捨てゴミの美化活動を行うほか、クリーングリーン実践者の表彰やパネル展等啓発活動を行っている。

23年度は、統一実践行動日（9月4日）が台風12号の影響により中止となった。また、月間中の参加者も延べ38,300人と例年を下回る結果となったが、県内各地でクリーン活動を行った。また、美化運動や花いっぱい運動などの親切・美化県民運動の優良実践者（クリーン・グリーン実践者）の日頃の取り組みをたたえるものとして、「クリーン・グリーン実践者表彰」を平成24年2月15日に行い、個人の部1名と団体の部8団体を表彰した。その他、環境フェアや商工まつりなどのイベントにおいて、県民運動のパネル、写真展示、啓発物品等の配布を行い、広く美化活動の啓発を行った。

さらに県では「落書きのない美しい奈良県」を目指し、落書きをしない、させない県民意識の醸成を図るため、なら落書き防止ネットワーク加盟団体や自治会、ボランティア等との協働による「クリーンアップならキャンペーン」時の落書き消去活動の実施や、地域ぐるみで落書き消去活動に取り組むボランティア団体の活動促進を行っている。23年度は、12月に約10名が参加し落書き消去の実践活動を行った。



図3-2-2 落書き消去活動の一場面

## 第3 奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用（風致景観課）

美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行した。なお新たに景観行政団体となった市町村が景観計画を策定した場合は適宜改正を行っている。

これにより、奈良県景観計画区域（市町村景観行政団体の区域を除く奈良県全域）における一定規模以上の建築行為などを行う際には知事への届出（公共事業の場合は通知）が必要となり、景観計画に定める景観形成基準（建築物の形態・意匠等）への適合について審査を行っている。

なお、届出制度の実効性を確保するため、景観・環境保全センター（平成21年度に産業廃棄物監視センターを改組）が景観計画区域を巡回し、景観監視業務を行っている。

表 3-2-1 奈良県景観計画区域の区分

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

奈良県				市 町 村 景観行政団体
景観計画区域			一般区域	
重点景観形成区域				重点景観形成区域以外の区域
第1種特定区域	第2種特定区域	広域幹線沿道区域		
世界遺産など歴史文化遺産が集積する地域の沿道 ・法隆寺地域 ・山の辺地域	広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道 ・西名阪道路の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ	交通網を形成する広域幹線道路等の沿道 ・四車線の幹線道路等（整備中の区間も含む）の15路線		・奈良市 ・橿原市 ・明日香村 ・生駒市 ・斑鳩町

表 3-2-2 奈良県景観計画区域内の行為の届出件数

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

区域	行為	建築物 建築物	工作物 建設等	開発 行為	土地形 質変更	物件 堆積	合計
一般区域		90	110	21	7	1	229
重点区域	第1種特定 (法隆寺・山の辺)	1	5	0	0	0	6
	第2種特定 (主要 IC 周辺)	5	0	0	0	0	5
	広域幹線沿道 (R24・中和幹線等)	15	3	11	0	0	29
合計		111	114	32	7	1	269

(届出件数には、公共事業の通知を含む)

\*届出対象(例：建築物)

一般区域：建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超又は高さ 13 m 超

重点景観形成区域

・第1種・第2種特定区域：建築面積 100 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超(戸建専用住宅除く)

・広域幹線沿道区域：建築面積 500 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超

### 図 3-2-2 規制誘導のイメージ例

【区役所線沿道の景観形成イメージ】



## 第 4 「奈良県景観資産」の情報発信（風致景観課）

県では県内の眺めの良さをPRし、イメージアップを図るため、平成 20 年度にまほろば眺望スポット百選（105 箇所）を選定し、パネル展示を行うなどPRにつとめてきた。

平成 23 年度にはさらに、景観づくり、地域づくりへの県民意識の向上および観光資源としての活用を目的として、県内の景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点等を登録する「奈良県景観資産」制度を開始し、まほろば眺望スポット百選と応募のあったものより「四神八景」をテーマに県を 4 つの地域に分割し、各地域より 8 点、合計 32 点を選定、登録した。

今後も奈良県景観資産の登録数を増やすとともに、HP、パネル展示、PR 冊子配布を通じ、県民への普及を図っていく。

## 第 5 ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催（風致景観課）

景観法を活用した取組の促進、及び総合的な景観施策の展開を図ることを目的として、会議を開催。延べ 38 名の市町村職員の参加があり、県の景観施策や景観法の活用等について、意見交換を行った。

## 第4節 沿道景観の形成

### 第1 違反屋外広告物の是正活動の推進（風致景観課）

県では、違反屋外広告物を追放し、美しく風格のある奈良の景観づくりを推進するため、違反屋外広告物を許さない県民意識の醸成を図っている。このため、屋外広告物適正化月間に歩道等に設置されている違反屋外広告物の簡易除却活動を県内一斉に実施している。また、市町村が地域住民等と協働して行う簡易除却制度の普及を推進している。

23年度は、キャンペーン期間中、27市町村で簡易除去活動や違反広告物パトロールが行われ、住民ボランティアや関係団体からの参加も含め251人が参加し、立看板やはり紙、はり札等合わせて1,351件の違反広告物を除去した。

また、市街地幹線沿道等の違反屋外広告物（野立て看板等）の集中的な是正指導等について、市町村と連携して取り組んでおり、特に平成22年4月に新たに禁止地区に指定された広域幹線沿道の信号機を有する交差点周辺30mの区域については、これまでに17件の屋外広告物が撤去され、平成25年9月末の経過措置期間の終了に向けた取り組みを展開している。

### 第2 地域が育てる道づくりの推進（道路管理課）

県では、県民主導型の沿道景観の維持管理を進めるため、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただくことで沿道の美化を推進する「みんなで・守ロード事業」を展開している。23年度は103団体と協定を結び、平均年2回程度、美化活動が実施された。

### 第3 屋外広告物関係機関連絡会議の開催（風致景観課）

県では良好な景観の重要な構成要素である屋外広告物の適正化のため、県、市町村、関係機関・団体で構成する連絡会議を設置し、幅広く情報・意見の交換を実施している。23年度は、違反屋外広告物の指導・取締の状況や屋外広告物適正化月間の活動、その他屋外広告物の適正化に向けた対応等について報告を行い、意見交換を行った。

## 第3章 大気環境の保全

### 第1節 大気汚染の現状

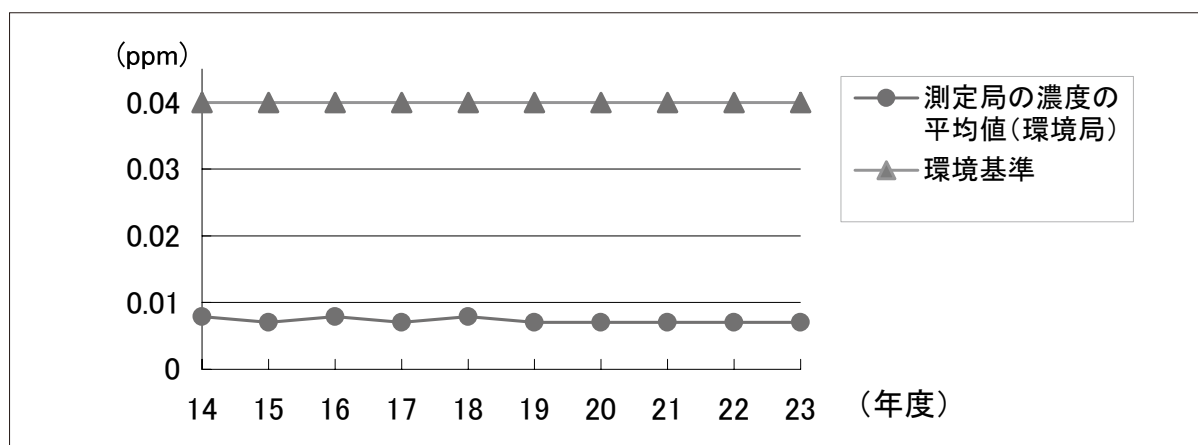
#### 第1 硫黄酸化物（環境政策課）

硫黄酸化物には、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）などがあり、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な汚染物質である。

本県では、自動測定器（導電率法）による二酸化硫黄の測定を一般環境については昭和46年度に開始し、23年度は奈良市所管の1局を含め8局において、また、自動車排ガスについては、平成元年度に測定を開始し、23年度は3局において測定を行った。

平成23年度における環境局8局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.006～0.008 ppmで、環境基準（日平均値0.04 ppm以下）を達成した。また、自排局3局の環境基準評価値（日平均値2%除外値）は0.005～0.006 ppmで環境基準（日平均値0.04 ppm以下）を達成した。

図3-3-1 二酸化硫黄濃度の経年変化



#### 第2 浮遊粒子状物質（環境政策課）

一般に、大気中に長時間存在する粒子状物質のことを浮遊粉じんといい、物質の燃焼加熱あるいは物質の破碎、選別及びたい積等の過程により発生する。特に10 $\mu$ m以下のものを浮遊粒子状物質と呼び、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となる。工場・事業場等の固定発生源や自動車排ガスのほか、土壌・海塩粒子等の自然界のものも発生源とされている。

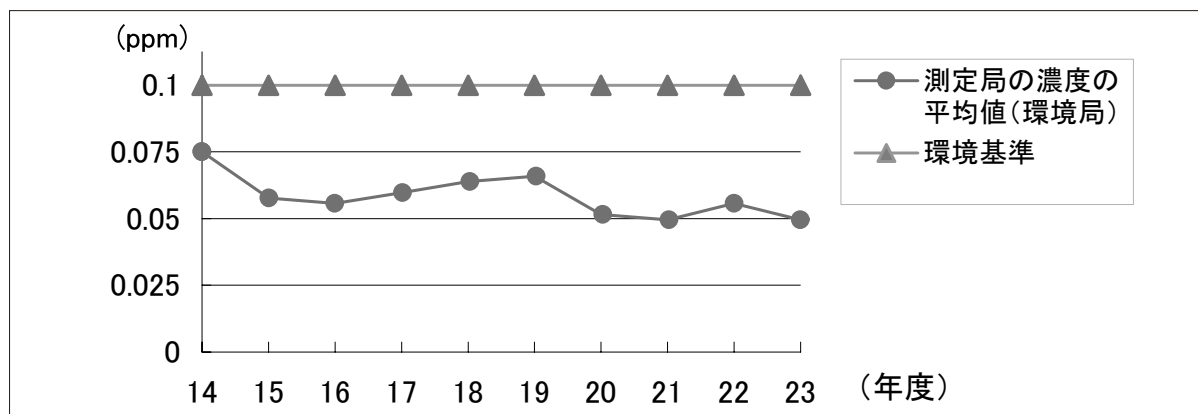
本県では、一般環境については、光散乱法による浮遊粉じんの測定を行ってきたが、昭和63年度にベータ線吸収法による機器の整備を完了し、23年度は奈良市所管の4局を含め11局において、また自動車排ガスについては平成元年度に測定を開始し、県内3局において測定を行った。

23年度における環境局11局の環境基準評価値（日平均値の2%除外値）は0.034～0.061 mg/m<sup>3</sup>

であったが、日平均値が  $0.10 \text{ mg/m}^3$  を超えた日が2日以上連続したため、11局中6局において環境基準を達成できなかった。

また、自排局3局の環境基準評価値は  $0.036 \sim 0.062 \text{ mg/m}^3$  であったが、日平均値  $0.10 \text{ mg/m}^3$  を超えた日が2日以上連続したため、3局中1局において達成できなかった。

図3-3-2 浮遊粒子状物質濃度の経年変化



### 第3 光化学オキシダント (環境政策課)

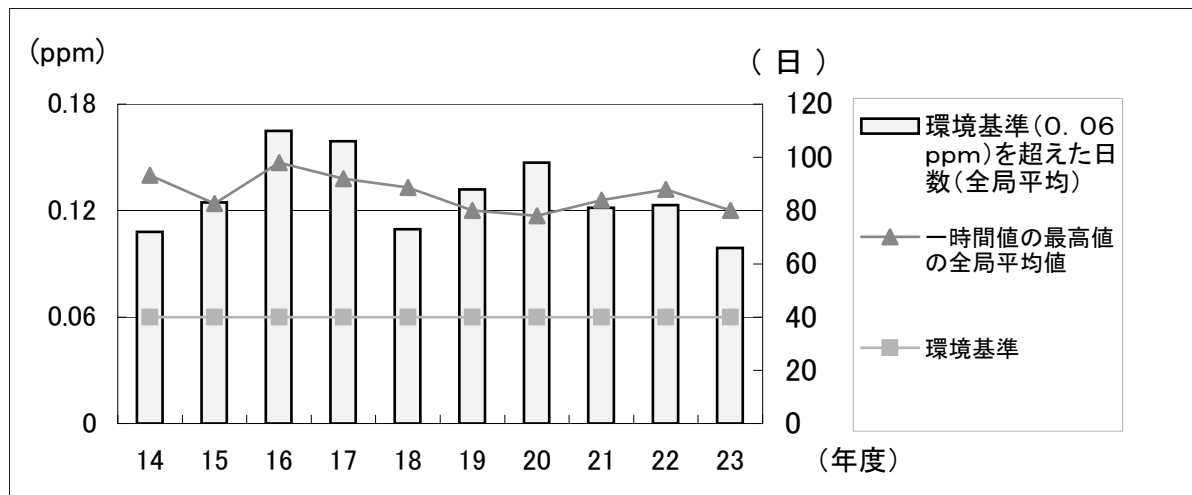
光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、生成される代表的な二次汚染物質である。

本県では、自動測定器による光化学オキシダントの測定を一般環境について昭和47年度に開始し、23年度は奈良市所管の1局を含め8局において測定を行った。

平成23年度における環境局8局の環境基準(1時間値  $0.06 \text{ ppm}$  以下)との対比では、基準値を超過した日数が48日～89日あり、全ての環境局が環境基準非達成であった。

なお、環境基準の達成状況は全国的にも低く、平成22年度は一般局(環境局)、自排局ともに0%と非達成である。

図3-3-3 光化学オキシダント濃度の経年変化



## 第2 窒素酸化物（環境政策課）

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）とは、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）をいう。

これらの物質は、特に人体への影響が注目されている。また、窒素酸化物は物質の燃焼に伴って必然的に発生し、その主たる発生源は工場及び事業場等の固定発生源と自動車等の移動発生源であるが、家庭からの排出も無視できず、また自然発生もあり、その実態把握が難しく、窒素酸化物の防止対策に困難な面がある。

さらに、窒素酸化物には、炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線の影響により光化学反応を起こし、二次汚染物質としてオキシダントを生成するので光化学オキシダントの主要因子としても注目しなければならない。

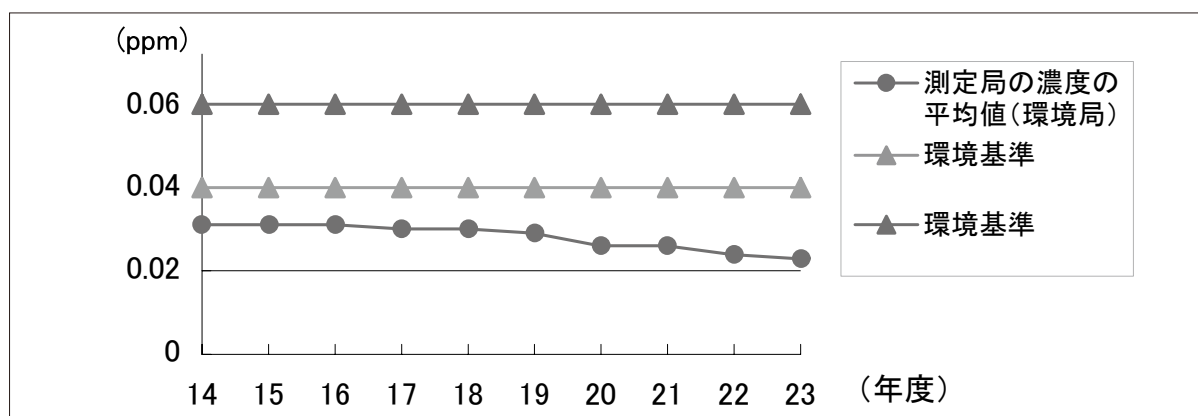
一般に、発生源から排出される窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、それが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。従って、排出後の時間経過に伴い二酸化窒素が増加し、一酸化窒素が減少するため、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比は主要な発生源の目安となる。

本県では、自動測定器による測定を一般環境については昭和49年度に開始し、23年度は奈良市所管の4局を含め11局において、また自動車排ガスについては平成元年度に開始し、23年度は3局において測定を行った。

平成23年度における環境局11局の二酸化窒素の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.018～0.025 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

また自排局3局の環境基準評価値（日平均値の98%値）は0.024～0.026 ppmで、環境基準（日平均値0.04～0.06 ppmのゾーン内またはそれ以下）を達成した。

図3-3-4 二酸化窒素濃度の経年変化



## 第5 一酸化炭素（環境政策課）

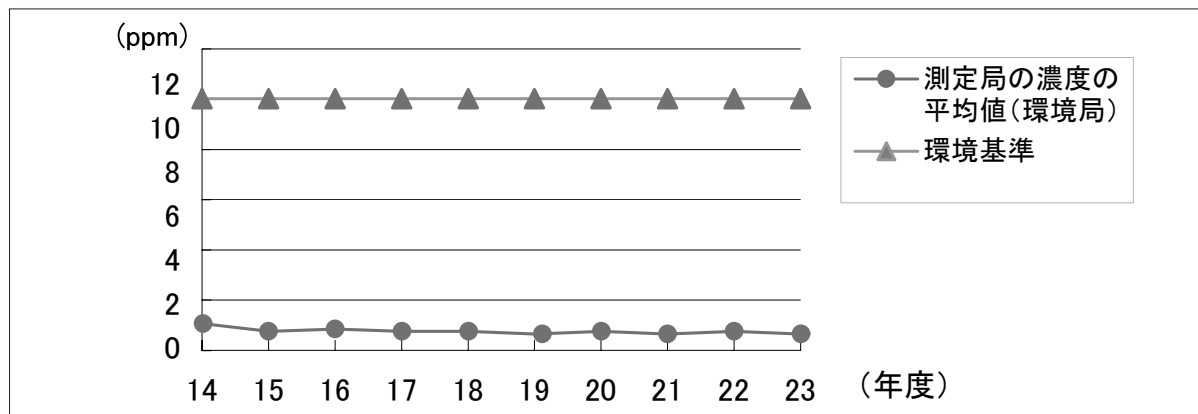
一酸化炭素の発生源には、固定発生源（家庭・工場等）と移動発生源（自動車等）があり、主として発生するのは移動発生源で、中でも自動車排ガスが問題となっている。なお、一酸化炭素濃度は自動車排ガス汚染の指標とされている。本県では一般環境については昭和46年度より奈良局で測定を開始し、23年度は奈良市所管の1局を含む2局において、また自動車排ガスについては平成元年度に測定を開始し、3局において測定を行った。



23年度における県内環境局2局の環境基準評価値（日平均値の2%除外値）は0.5と0.6 ppmで、環境基準（日平均値10 ppm以下）を達成した。

また、自排局3局は0.5～0.7 ppmで、環境基準（日平均値10 ppm以下）を達成した。

図3-3-5 一酸化炭素濃度の経年変化



## 第6 炭化水素 (環境政策課)

炭化水素は、炭素と水素から構成される有機化合物の総称で、安定物質のメタンと反応性に富む非メタン炭化水素に分類される。非メタン炭化水素は、パラフィン系・オレフィン系・芳香族系等の多種類にわたり、光化学スモッグの原因物質の一つと考えられており、その主要発生源には、固定発生源（溶剤関連工場・石油及び石油化学工場・ガソリンスタンド等）と移動発生源（自動車等）があり、その発生の仕方は、主として石油系燃料の不完全燃焼及び蒸発によるものとされている。

本県では、奈良局において、昭和47年度より全炭化水素の測定を開始し、昭和60年度よりメタン及び非メタン炭化水素の測定も開始した。平成14年8月からは測定場所を奈良局から天理局に変更し、23年度は奈良市所管の1局を含め2局において測定を行った。

### (1) 全炭化水素

平成23年度の年間測定結果において、午前6時～9時の3時間平均値は2.04～2.12 ppmCであった。

### (2) メタン及び非メタン炭化水素

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（中央公害対策審議会答申）」により、非メタン炭化水素濃度は、午前6時～9時の3時間平均値が0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲内またはそれ以下であることとされているが、平成23年度の年間測定結果において、天理局では365日の測定日数のうち22日（6.1%）がこれを超過した。

## 第7 降下ばいじん (環境政策課)

大気中の粉じんのうち比較的粒子が大きく（粒径20～50μ以上）、大気中に浮遊し続けることなく自重により自然降下あるいは雨水とともに降下する粒子物質のことを降下ばいじんという。

本県では、ダスト・ジャー法により測定を行い、1ヶ月単位・1 km<sup>2</sup>に換算したトン数で表してい

る。

23年度は、県内3地点(奈良市・香芝市・山添村)で測定を行い、年平均値は、2.6～2.9 t / km<sup>2</sup> / 月であった。

## 第2節 大気汚染の防止対策

### 第1 大気汚染常時監視体制(環境政策課)

大気汚染を防止するためには、大気汚染の実態を科学的かつ的確に把握することが必要である。大気汚染防止法第22条には、「都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。」とあり、大気汚染の常時監視は地方公共団体の責務とされている。

#### (1) 大気汚染常時監視測定網の整備状況

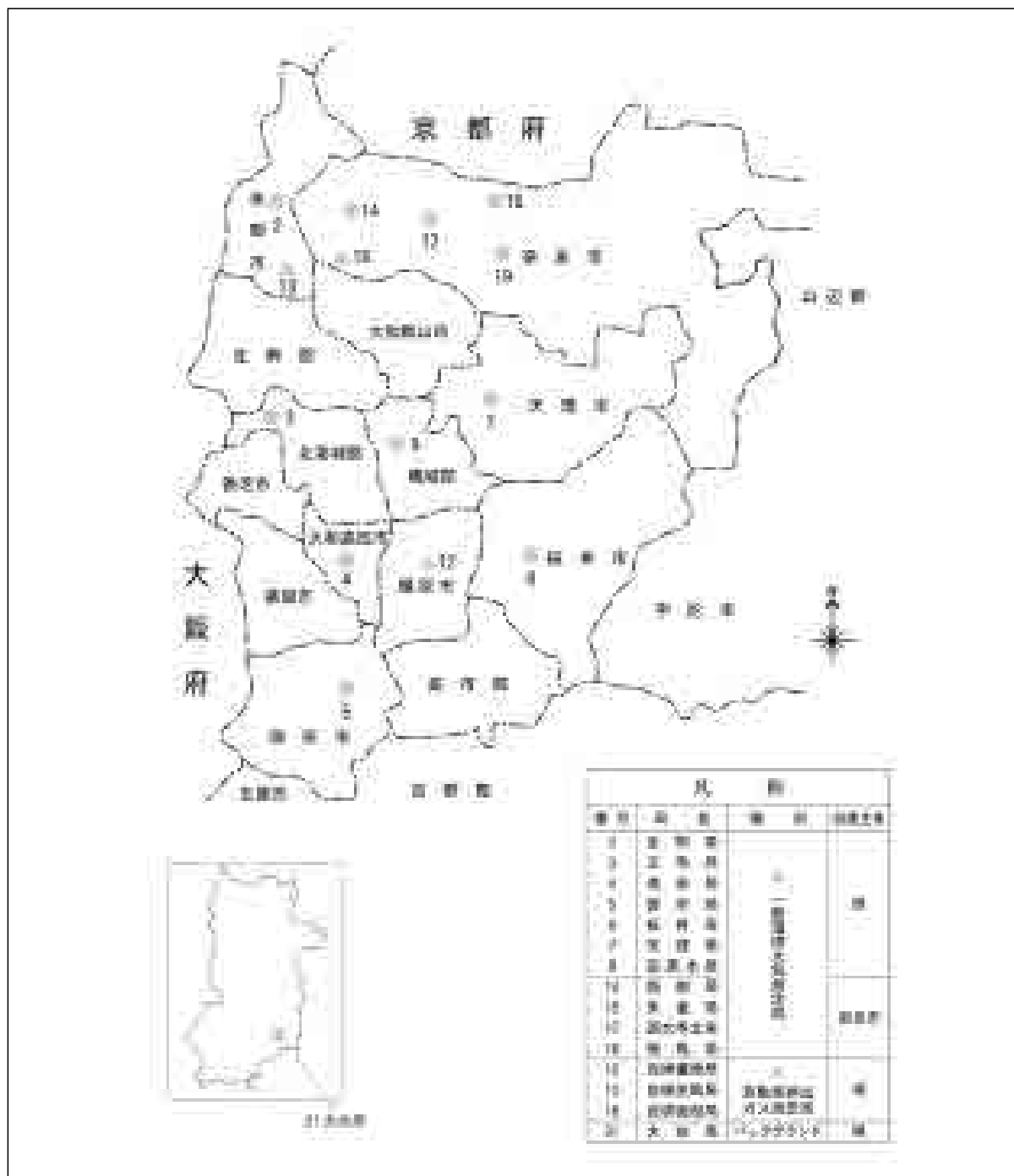
本県では、昭和46年度に奈良市大森町の県保健環境研究センター(当時の名称は衛生研究所)に大気汚染常時監視測定局を設置して以来、順次増設を図り、平成7年には磯城郡田原本町の県健康づくりセンター内に環境局を、平成9年には生駒市壱分町の晴光台第2公園と奈良市丸山2丁目の2ヶ所に自排局を設置し、23年度は奈良市所管の測定局も含め、図3-3-5のとおり環境局11局、自排局3局及びバックグラウンド局1局の計15局で大気汚染状況の常時監視を行った。

県所管の各測定局の測定項目は、環境局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・オキシダント・一酸化窒素・二酸化窒素・風向・風速・温度・湿度を、自排局では二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・一酸化炭素・風向・風速を、更に天理局では、一酸化炭素・メタン・非メタン炭化水素の測定も行っている。また、大台局では、オゾン・一酸化窒素・二酸化窒素・風向・風速・温度・湿度を測定している。

奈良市所管の各測定局の測定項目は、環境局では浮遊粒子状物質・一酸化窒素・二酸化窒素・風向・風速を、更に西部局では、二酸化硫黄・オキシダント・一酸化炭素・メタン・非メタン炭化水素・温度・湿度を測定している。

図 3-3-6 奈良県大気汚染常時監視測定網

(平成 24 年 3 月 31 日現在)



## 第2 工場・事業場等の固定発生源対策 (環境政策課)

### (1) 発生源の状況

大気汚染防止法(以下「法」という。)では、ばい煙発生施設に対し排出基準等が、一般粉じん発生施設に対し施設管理基準が、特定粉じん発生施設に対し規制基準が設けられている。これらの施設を設置または変更しようとする場合は、事前に届け出ることが義務づけられており、それぞれの届出書が提出された際に規制基準適合状況等の審査を行っている。なお、23年度のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設の届出状況はそれぞれ表3-3-1、表3-3-2のとおりである。

表3-3-1 ばい煙発生施設設置届出件数等(平成23年度)

施設種類別 (番号は令別表第一に掲げる 項番号を表す)	前年度末 の届出 施設数	設置届出 (法第6条)	使用届出 (法第7条)	使用廃止 届出 (法第11条)	年度中の 増減 (E) = B+C-D	年度末の 届出施設数 (F) = A+E	構造の 変更届出 (法第8条)	電気 工作物	ガス 工作物	合計 (J) = F+H+I
	(A)	(B)	(C)	(D)		(G)	(H)	(I)		
1. ボイラー	1003	32		22	10	1013				1013
2. ガス発生炉・ガス加熱炉					0	0		1	3	4
5. 金属溶解炉	24	1			1	25				25
6. 金属鍛造・圧延 加熱・熱処理炉	19				0	19				19
8. 触媒再生塔・燃焼炉	1				0	1				1
9. 窯業焼成炉・溶融炉	2				0	2				2
10. 反応炉・直火炉	3				0	3				3
11. 乾燥炉	18				0	18				18
12. 電気炉	2				0	2				2
13. 廃棄物焼却炉	170			1	-1	169				169
14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する焙焼炉、 焼結炉、溶鋳炉、転炉、 溶解炉及び乾燥炉	3				0	3				3
29. ガスタービン					0	0		30		30
30. ディーゼル機関	19			2	-2	17		105		122
31. ガス機関	1			1	-1	0			4	4
合計	1265	33	0	26	7	1272	0	136	7	1415

表3-3-2 一般粉じん発生施設設置届出件数等(平成23年度)

令別表第二の 項番号	施設種類	前年度 末現在の 届出 施設数 (A)	年度中の設置・使用・廃止届出施設数				年度末 現在の 届出 施設数 (F) = A+E	年度中 の変更 届出 施設数 (法第18 条第3 項) (G)	電気工作物・ガス工作物・ 鉱山に係る施設たる 一般粉じん発生施設数			合計 (K) = F+H+I+J
			設置届 出(法 第18条 第1項) (B)	使用届 出(法 第18条 の2第 1項) (C)	使用廃 止届出 (法第18 条の13 第2項) (D)	年度中 の増減 (E) = B+C-D			電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る 施設 (J)	
1	コークス炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積	28	1	0	0	1	29	0	0	0	0	29
3	コンベア	112	41	0	0	41	153	0	0	0	0	153
4	破砕機・摩砕機	42	12	0	0	12	54	0	0	0	0	54
5	ふるい	28	10	0	0	10	38	0	0	0	0	38
	施設合計	210	64	0	0	64	274	0	0	0	0	274
	工場・事業場数	45	0	0	0	0	45	0	0	0	0	45

法では、ばい煙発生施設として32種類の施設を定めているが、本県では全届出施設の約8割はボイラーで占められている。

本県の場合、ボイラーは工場の生産活動のための熱源を得る目的で使用される場合よりも非工業的な施設の暖房用として使用される割合が他府県と比較して大きい点、大多数の事業場が排出ガス量1万N/h以下の小事業場である点が特徴である。

また、法より小規模な施設及び法で規制されていない施設について、奈良県生活環境保全条例(以下、「条例」という。)に定められている。

## (2) 法律及び条例による規制

### ア. ばい煙に関する規制

法では、ボイラー等32項目にわたり「ばい煙発生施設」と定め、その設置及び構造等の変更にかかる事前の届出を義務づけている。そして、施設ごとに、①硫黄酸化物、②ばいじん、③有害物質の排出基準を定めてそれを遵守させることになっている。規制基準遵守の担保としては、排出基準に適合しないばい煙の排出者に対しては、法第33条及び第33条の2の規定に基づいて、直ちに罰則を課すること(直罰規定)が定められている。

また、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康や生活環境に被害を生じると認めるときは、排出者に対して、法第14条の規定に基づいて、ばい煙発生施設の構造等の改善を命じ(改善命令)、または、使用の一時停止を命じること(一時停止命令)ができる。

条例では、主に歴史的風土保存区域及び風致地区で、法に定める施設より小規模のものに対し、ばいじんと硫黄酸化物の規制を行っている。

### イ. 粉じんに関する規制

平成元年度の法の改正において、粉じんのうち発がん性等の健康影響が社会問題化している石綿(いわゆるアスベスト)、その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質(現在は石綿のみ)を特定粉じんと定め、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんと定めた。

法では、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機等5項目を一般粉じん発生施設と定め、解綿用機械等9項目を特定粉じん発生施設と定めている。

一般粉じん発生施設については、施設の種類ごとの散水設備によって散水が行われていること、防じんカバーでおおわれていること等の構造、並びに使用及び管理に関する基準を定め、この基準の遵守義務を事業者に課している(法第18条の3)。事業者がこの基準を遵守しない場合は基準に従うことを命じ(基準適合命令)、または当該施設の使用の一時停止を命ずる(一時停止命令)ことができる(法第18条の4)。

特定粉じん発生施設については、特定粉じんの規制基準として工場または事業場と隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度を定め(法第18条の5)、この基準の遵守義務を事業者に課している(法第18条の10)。事業者がこの基準を遵守しない場合は、当該施設の構造、使用の方法の改善及び特定粉じんの処理の方法、飛散防止の方法の改善を命じ(改善命令)、または当該施設の使用の一時停止を命ずる(一時停止命令)ことができる(法第18条の11)。条例では、法を補完する意味で食品等の製造に係る原料の精選施設、木製品の製造に係る切断施設等の8項目を本県条例独自の一般粉じんに係るばい煙等発生施設と定め、対象施設の規模及び種類の拡大(横出し)を図っている。規制方法は、法と同様構造等に関する基準によるものであ

る。

また、特定粉じんが排出される解体、改造、または補修する作業を施行しようとする者は、特定粉じんの使用状況等の事前調査を行い、一定の要件に該当する場合は届出及び飛散防止対策をとらなければならない（法第18条の15）、作業基準の遵守が義務付けられている（法第18条の17）。届出に係る作業の方法が基準に適合しないときは計画の変更を命じ（計画変更命令）、施工者が作業基準を遵守していないときは当該作業について作業基準に従うべきことを命じ、または当該作業の一時停止を命ずる（作業基準適合命令等）ことができる（法第18条の16、18条の18）。

### (3) 発生源の指導

大気汚染物質の発生源に対する規制の実効性を期するため、法及び条例の規制対象のばい煙発生施設及び粉じん発生施設を有する工場・事業場に対する立入検査を実施している。ばい煙発生施設については、排ガス中に含まれるばいじん・窒素酸化物等の濃度測定やばい煙の自主測定結果のチェック等を行い、粉じん発生施設については、施設の使用及び管理状況等の検査を行っている。

また、特定粉じん排出等作業について、平成23年度中に届出がなされた26件について、飛散防止措置等が適正になされているか検査を実施した。23年度の大気汚染防止法に基づく立入検査は、22工場・事業場について実施した。

## 第3 自動車等の移動発生源対策（環境政策課、県警交通規制課）

大気汚染は自動車排ガスによっても引き起こされるため、県では低公害車の導入の促進やエコドライブの推進、自動車排ガスの貯留を防ぐための渋滞解消による道路交通流の円滑化に向けた取り組みを行っている。

20年度は、環境フェアにおいて低公害車を展示し県民への意識啓発を行ったほか、エコオフィス宣言事業所等の募集を通じ、事業所でのエコドライブの推進を図った。また23年度は、交通信号機を新たに10基設置したほか24基を改良するなどの整備を行い、自動車交通流の円滑化を図った。

## 第4 光化学オキシダント対策（環境政策課）

大気中に窒素酸化物と炭化水素が共存した場合、太陽光線中の紫外線の影響で光化学反応を起こして二次汚染物質が生成される。その大部分がオゾンで、ほかにパーオキシアセチルナイトレート、二酸化窒素等の酸化性物質、ホルムアルデヒド及びアクロレイン等の還元性物質がある。これら生成された物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質が光化学オキシダントと称され、環境基準もこれにより規定されている。

23年度における環境基準（1時間値0.06ppm以下）との対比では、基準値を超過した日数が48日～89日で、すべての環境局において不適合となっており、全国的にも大都市やその周辺地域では基準達成が困難な状況にある。

また、23年度の光化学スモッグ広報発令回数は、表3-3-3のとおり予報2回、注意報1回であった。

光化学スモッグ防止対策としては、一次汚染物質である窒素酸化物や炭化水素の排出抑制が必要である。このため、固定発生源からの窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準が設定された昭和

48年の第1次排出規制から徐々に規制強化され、現在は昭和58年9月の第5次規制が適用されている。また、移動発生源である自動車排ガスについても、昭和48年規制にはじまり順次規制が強化されており、最近では平成17年6月に「自動車排出ガスの量の許容限度」が一部改正され、ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制の強化が図られ、更にガソリン・LPG特殊自動車新たに規制対象として追加されたところである。

本県では、大気汚染防止法第23条の規定に基づき、光化学オキシダントに係る緊急時に対処するため「奈良県光化学スモッグ緊急対策要領」を定め、緊急事態の発生が予測される場合の「予報」、緊急事態が発生した場合の「注意報」「警報」「重大警報」の4段階に区分し、規制等の措置を講じている。また、万一、被害が発生した場合の措置として、平成7年2月に「奈良県大気汚染等被害発生時対策要領」を施行した。

具体的には下記の措置を実施した。

①光化学スモッグ緊急連絡体制の実施（5月6日～9月30日）

②光化学スモッグ緊急時の発令及び広報

本県においては、測定局の位置や気象要素から大和平野を3地域に区分して広報の発令を行っている。（資料編表3-3-1～4、図3-3-1参照）

表3-3-3 広報発令回数及び被害者届出数の経年変化

区分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
予報	22	19	8	7	13	8	9	7	8	2	15	2
注意報	8	2	5	2	5	7	3	0	1	1	2	1
被害者届出数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 第5 騒音・振動・悪臭の現状と対策（環境政策課、道路管理課）

### (1) 騒音公害

#### ① 現状

騒音公害は、各種公害の中でも特に日常生活に密接な関係を有する問題である。

本県における騒音苦情の平成23年度新規受理件数は、74件であり、典型7公害に係る苦情件数に占める割合は15.2%である。また、74件の内訳は、工事・建設作業32件、産業用機械10件、家庭生活9件、飲食店営業4件などとなっている。

なお、県及び奈良市では騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、23年度は県では3路線、奈良市では3路線（資料編表3-3-10参照）について面的評価を行った。

表 3-3-4 平成 23 年度自動車騒音面的評価結果

面的評価対象 住居等総戸数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
4369 戸	3925 戸 (89.8%)	248 戸 (5.7%)	116 戸 (2.7%)	80 戸 (1.8%)

また、市町村は騒音規制法第 21 条の 2 に基づき、地域内の騒音の大きさを把握している。

表 3-3-5 平成 23 年度一般地域（道路に面する地域以外の地域）における騒音調査結果

(市町村測定分)

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
114 地点	102 地点 (89.5%)	10 地点 (8.8%)	1 地点 (0.9%)	1 地点 (0.9%)

※他 3 地点については、昼間のみ測定を実施し、いずれも環境基準を達成している。

(資料編表 3-3-11 参照)

表 3-3-4 平成 23 年度自動車騒音面的評価結果 (市町村測定分)

測定地点数	昼夜とも 環境基準以下	昼のみ 環境基準以下	夜のみ 環境基準以下	昼夜とも 環境基準超過
36 地点	23 地点 (63.9%)	2 地点 (5.5%)	0 地点 (0%)	11 地点 (30.5%)

※他 1 地点については、昼間のみ測定を実施し、環境基準を超過している。

(資料編表 3-3-12 参照)

## ② 対策

騒音規制法は、昭和 43 年に公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音に対する規制について定められ、昭和 45 年の法改正により自動車騒音に係る要請限度等が定められた。

騒音規制法では、具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、知事が定めることになっているため昭和 44 年 9 月に指定地域・規制基準の告示を行って以来、平成 24 年 3 月 31 日現在 29 市町村（当該町村については、都市計画法にいう工業専用地域を除く。）を指定している。

(表 3-3-7 参照)

規制の対象は、著しい騒音を発生する施設であって金属加工機械、空気圧縮機及び送風機等政令で定める特定施設を有する工場・事業場となっている。また、これらはその位置する区域及び時間帯に応じ事業活動に伴う騒音発生の制限を受けている。

(資料編表 3-3-5～6 参照)

さらに、くい打機又はびょう打機等を使用する特定建設作業は、一時的で短期間に終了すること、建設作業の場所に代替性がないことなどを踏まえ、騒音の大きさと同時に作業時間及び作業期間について制限を受けている。

(資料編表 3-3-7 参照)

なお、騒音規制法の指定地域以外の地域については、奈良県生活環境保全条例（昭和 44 年から平成 8 年度末までは奈良県公害防止条例）に基づき、騒音規制法と同様の規制を行っている。

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条に基づき騒音に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準として定められている。本県の基準指定地域は、平成元年 4 月に奈良市



が、平成8年12月に30市町村が指定され、市町村合併に伴い平成24年3月31日現在28市町村である。なお、騒音に係る環境基準は、平成10年9月に改正され、平成11年4月1日から施行されている。  
(資料編表3-3-8参照)

自動車交通騒音に対する対策として、法による指定地域を有する市町村長は、地域の実情を把握するため自動車交通騒音実態調査を行い、その結果により道路管理者等の関係機関に必要な騒音防止対策の要請若しくは参考意見を述べることができる制度となっている。

(資料編表3-3-9参照)

なお、県では23年度に大和高田斑鳩線で約440mのリニューアルを行い、環境にやさしい低騒音舗装を行った。

**表3-3-7 騒音規制法の適用される地域**

(平成24年3月31日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村  
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

## (2) 振動公害

### ① 現 状

振動公害は、各種公害の中で騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、近年におけるモータリゼーションの進行、工場などの機械施設の大型化、建設工事の増加に伴い振動による苦情が発生している。

本県における振動苦情の平成23年度新規受理件数は、7件であり、これは典型7公害に係る苦情件数の中では比較的少なく、その占める割合は、1.4%である。また、7件の内訳は、工事・建設作業3件、移動発生源(自動車等運行)2件であった。

### ② 対 策

本県では、奈良県生活環境保全条例(昭和44年から平成8年度末までは奈良県公害防止条例)に基づき、振動に対する規制を行ってきたが、昭和51年に振動規制法が公布・施行され、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動に対する規制、道路交通振動に係る要請限度等が定められた。

同法に基づく具体的な規制を行うための地域の指定や規制基準の設定について、騒音規制法と同様知事が定めることになっているため、昭和52年12月に34市町村に係る地域指定(市町村合併に伴い平成24年3月31日現在29市町村、表3-3-8参照)、規制基準の告示とあわせて奈良県公害防止条例(平成9年4月、奈良県生活環境条例と改称)の改正を行い、昭和53年4月から施行している。

法令による規制の対象となるのは、著しい振動を発生する金属加工機械、圧縮機等政令で定める施設を有する工場・事業場であり、これらは、その位置する区域及び時間に応じて事業活動に伴う振動発生の制限を受ける。また、くい打機又は鋼球を使用する特定建設作業は、その作業が短時間であることや建築作業の場所等に代替性がないことなどを踏まえ、振動の大きさと作業期

間を定め、地域区分に応じ作業時間を規制している。

自動車交通振動に係る対策としては、一次的には道路面の改善、二次的には車種・重量の抑制、走行速度・交通量の制限などがあげられる。

さらに、法の指定地域において市町村長は、自動車振動測定結果に基づき道路管理者等の関係機関に対し必要な振動防止対策をとるよう意見提出または要請することができる。

(資料編表 3-3-13 ~ 16 参照)

### 表 3-3-8 振動規制法の適用される地域

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・山添村  
(ただし、当該町村については都市計画法にいう工業専用地域を除く。)

### (3) 悪臭公害

#### ① 現状

平成 23 年度に新規受理した悪臭苦情件数は 83 件で、典型 7 公害に係る苦情件数の 17.0 % を占めており、前年度の 102 件に比べ、19 件減少した。

発生源別苦情件数では、家庭生活が 26 件(悪臭苦情件数の 31.3 %)と最も多く、次いで、焼却(野焼き) 8 件(9.6%)、流出・漏洩 7 件(8.4%)、飲食店営業 6 件(7.2%) などとなっている。

都市化の進展などに伴い、悪臭問題は産業型から都市生活型への比重が大きくなっており、ますます複雑多様化の傾向にある。

#### ② 対策

悪臭の問題は、騒音・振動と同様、感覚公害であるため苦情も多く、この悪臭公害から生活環境を守るため昭和 46 年 6 月に悪臭防止法が制定された。規制対象となる特定悪臭物質として工場・事業場において排出されるアンモニア等 22 物質が指定されており、本県では、24 市町村を規制地域として指定し、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めている。

(資料編表 3-3-17 参照)